## 地方税法等の一部を改正する法律

## (地方税法の一部改正)

第一 条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号中「(昭和三十二年法律第二十六号)」の下に 「第九条の六第六項、 第四十一

条の 九第四項、 第四十一 条の十二第四項、 第四十一条の十二の二第七項及び」を加え、 「におい 、 て 読 み替

えて」 を  $\overline{\mathcal{O}}$ 規定に ょ り読み替えて」 に改め、 「第三条の三第 五. 項」 の下に 第六条第三項」 を、 第

九 条の二 第四 項 の 下 に 第 匹 十 条の 九第四項」 を加え、 「及び第四 十一条の 十 二 一第 匹 項 を 第

兀 <del>十</del> 条 の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改め、 第四十二条の四」 の 下 に 第四 +

条の十(第一項、 第六項、 第八項、 第九項及び第十四項を除く。)」を加え、 「第六項及び第七 項」 を

第六項から第八項まで及び第十三項」に、 「及び第四十二条の十二の四」 を 第四十二条の十二の 兀

及び第四 十二条の十二の五 (第一項から第六項まで、 第十項から第十二項まで、 第十四 項及び第十六項を

除く。)」 に改 め、 同 項第四号 の三中 「第六十八条  $\mathcal{O}$ 九 及び」を 「第六十八条の 九、 第六十八 条の十 兀 及

び」に、 「第六十八条の十五 一から」 を 「第六十八条の十四から」 に、 「及び第六十八条の 十五 0) 五. を

第六十八条の十五 の 五 及び第六十八条の十五の六」 に改め、 同項第四号の四中 「第六十八条の十一 第五

項」を 「第六十八条の十一第十二項」に改める。

第二十四条第五項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第二十五条第一項第一号中「すべて」を「全て」に、 「非課税地方独立行政法人 (地方独立行政法人(

公立大学法人を除く。)であつてその成立の日の前 日において現に地方公共団体が行つてい る業務に相 当

する業務を当該 地方独立行政法 人の 成立 0 日 以後行うものとして総務省令で定めるもののうちその成立  $\mathcal{O}$ 

日 0) ものをいう。 前 日 に お 1 て 現 以下同じ。)、 に 地 方公共! 団 公立大学法人」 体 が 行 つ てい を る業務に相当する業務 「地方独立行政法人」  $\mathcal{O}$ に改 みを当該 いめる。 成 <u>\frac{1}{12}</u> 0) 日以 後引き続き行

第三十七条の二第二項第一号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」に改め、 同表に次のように加

える。

う

四千 万円 !を超 える金額

百 一分 の 匹 十五

第五 + 条 第 項中 「百分の 五. を 「百分の三・二」 に改め、 同項ただし書中 「百分の六」 を 「百分の

兀 に改める。

第五十三条第五 項、 第九項、 第十二項及び第十五項中 「第四十二条の六第五項」 を 「第四 十二条の 六六第

に改 め、 同条 第二十 匹 項中 「課される法人税」 の 下 に 「若しくは 地 方法 人税」 を、 連 結 控 除 限

度 個 説帰属額」の下に 「及び地方法人税法 (平成二十六年法律第 号)

第十二条第一項の控除の限

度

額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除 の限度額で政令で定めるものの合計額」を加える。

第七十二条の五第一項第八号中 「マンション建替組合」 の下に「及びマンション敷地売却組合」 を加え

る。

第七十二条の二十三第二項に次の一号を加える。

六 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第

号)の規定によつて特定

医

療

費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該 特定 医 ·療

費の額 の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金 額 に相当す

る部 分又は児童 福 祉 法の規定によつて小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医 療 費支給 認

定に係 る小 児慢 性 特 定疾 病 児童 等に係 る指式 定小 児慢 性 特 定疾 病 医療支援のうち当該 小 児慢 性 特 定 疾病

医療費  $\hat{O}$ 額 の算定に係る当該指定小児慢性! 特定疾病医療支援に要する費用の額として同 法  $\mathcal{O}$ 規定 によ

## り定める金額に相当する部分

第七十二条の 四十九 の六第一 項 中 「この項、 第七十二条の四十九の八第三項、 第七十二条の六十三の二

第一項及び第七十二条の六十三の四第三項」を「この款及び次款」に改め、 同条に次の一項を加える。

4 納税義務者について税務代理人がある場合において、 当該納税義務者の同意がある場合として総務省

当該納税義務者への第一項の規定による通知は、

当該税務代理人に

対してすれば足りる。

令で定める場合に該当するときは、

第七十二条の六十三の二に次の一項を加える。

4 納税義務者について税務代理人が ある場合において、 当該納税義務者の同意がある場合として総務省

令で定める場合に該当するときは、 当該納税義務者への第一項の規定による通知は、 当該税務代理人に

対してすれば足りる。

第七十三条の三第一項中 非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」 を「及び地方独立行政法人」

に改める。

第七十三条の四第一項第三号中 「教育の用に供する不動産」 の 下 に (第四号の四に該当するもの を除

削 号中 り、 )」を、 「第 同 ]項第四 四号 Ō 「保育 号の四中 四まで の用に供する不動産」 及び第四号の七」 「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、 を の下に 「第四号の (同号に該当するも 八まで」 に改め、 同 のを除く。)」 項第四号の五及び第四 同号を同項第四号の六とし、 を加え、 号 同 .項第四 0 六を

同 項第四号の三を同項第四号の五とし、 同項第四号の二中「定めるもの」の下に「(次号に該当するもの

を除く。)」を加え、 同号を同 項第四号の三とし、 同号の次に次の一 号を加える。

兀 (T) 匹 学校法人、 社会福: 祉 法 人その他政令で定める者が就学前 の子どもに関する教育、 保育等の総合

的 な提供  $\mathcal{O}$ 推 進 に関 する法 律 (平成十八年法律第七十七号) 第二条第六項に規定する認定こども園  $\mathcal{O}$ 

用に供する不動産

第七十三条の四第一項第四号の次に次の一号を加える。

兀 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業

の用に供する不動産

第七十三条の 兀 第 項 中第四号の 九を削 り、 第四号の 八を第四 号の九とし、 同項第四 号の七中 「第四号

 $\mathcal{O}$ 兀 を 「前号」 に改め、 同号を同 項第四号の八とし、 同号の前に次の一号を加える。

兀 の七 社会福品 祉法 人その 他政令で定める者が介護保険法第百十五条 (T) 兀 十六第 項に規定する包括的

支援事業の用に供する不動産

第七十三条の 四第一 項第五号中 「第四号の四まで、 第四号の七及び前号」を「第四号の八まで」 に改め

同項第二十一号中 「第三十八条第一項第二号に規定する」を「第三十九条第一項の」 に改め、 同項第二

十九号を次のように改める。

二十九 削除

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

三十八 特定 建設線 (全国 新 幹 線 鉄 道 整 備 法 (昭 和 匹 十五年法律第七十一 号) 第四 [条第 一項に 規定する

基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。) 0) 同法第六条第一項

に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が同法第九条第一 項 の規定

によ る国 土交通大臣 一の認 可 を受けた当該 以特定建<sup>1</sup> 設線の Ţ 事 実施 計 画 に係る同法 第二条に規 定す る新 幹

線鉄 道 0 鉄 道 事 業 法 (昭 和 六十一 年法律第九十二号) 第八条第一 項に規定する鉄道施設 0 用 に 供 する

不動産で政令で定めるもの

宅及び 基準 条の二十七の二」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改め、 七十三条の二十七の二第 十三条の二十四第二項」の下に「及び第七十三条の二十七の二第一項」を加え、 第七十三条の十四第三項中 (同項において 住宅地 0 供給 の促進 「耐震基準」という。)に適合するものとして政令で定めるものをいう」を、 一項に に関する特別措置法第八十二条第一項にお 「供する」の下に おいて同じ。) のうち地震に対する安全性に係る基準として政令で定める 「耐震基準適合既存住宅 同 条第八項中 いて準用する土地区 ○を、 同条第六項中「第七十三 「をいう」の下に 大都市地域 一画整 に 理法第九十 お 「第七 け る住 第

存住宅」に改め、 第七十三条の二十四第二項中 同項各号中 「既存住宅等」を「耐震基準適合既存住宅等」 「既存住宅等 (既存住宅」を 「耐震基準適合既存住宅等 に改める。 (耐震基準適合既

匹

条の

規定による清

算

金

を削

り、

第三号を削

り、

第四号を第三号とする。

項」に改め、 第七十三条の二十七の六第二項中「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二 同条を第七十三条の二十七の七とする。

同 第七十三条の二十七 条第 項 中 「第八条第一項又は第十一条の十二」を「第十一条の十四」  $\mathcal{O}$ 五 0 見出 L 中 「農 地 保有合理 化法 人等」 を 農 地 利 に、 用集積円滑化団体等」 「農地保有合理化法 に 人又 改 8

に、 七 第百一号) は 農地 一項第一 条第一号に掲げる事業 という。)が、 農地 利用集積円滑化団体 号」を 第二条第四項に規定する農地中間管理機構 保 有合理化法 「農地 農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロ」に、「(同条第一項」 利用集積円滑化団体又は農地中 人等による」 (それぞれ同法第四条第一項」に、 (以下この条にお を「農地利用 いて 「農地保有合理化法人等」という。) 集積円滑化団体等による」に改め、 -間管型 (以下この項におい 理事業 「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」  $\mathcal{O}$ 推 進に て 関する法律 「農地利用集積円 (平成二十 が、 同条を第七十三条 を「又は同法第 同法第四条第 滑 化団体 -五年法: 等 律

七 の四とする。 第七十三条の二十七の四を第七十三条の二十七の五とし、第七十三条の二十七の三を第七十三条の二十

の二十七の六とする。

七十三条の二十六及び第七十三条の二十七」に改め、 第七十三条の二十七の二第一項中「本条」を「この項」に改め、 同条を第七十三条の二十七の三とする。 同条第三項中「及び前二条」を「、 第

第七十三条の二十七の次に次の一条を加える。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等)

第七十三条 の二十七 の 二 道 府 県は、 個 人 が 耐 震基 準 卞 適 合 既 存 住宅 (既 存 住宅 0 うち 耐 震基 潍 適 合 既 存

基準 住 宅 不適合既存住宅を取得 以 外 0 ŧ  $\mathcal{O}$ を *(* \ う。 以 下 した日か : の 項 ら六月以内に、 に お 1 て 同 Ü 当該 を取り 耐 震基 得 L た場 準不適合既存住宅 合に お 1 て、 当該 にこ 耐 震改修 個 人が、 建 当 築物 該 耐 震  $\mathcal{O}$ 

耐 震 改修 0 促進に関する法律 (平成七年法律第百二十三号) 第二条第二項に規定する耐 震改修 を 1

部  $\mathcal{O}$ 除 却 及び 敷 地  $\mathcal{O}$ 整備 を除く。) を行 V. 当該 住宅が 耐 震基準 に適合することにつき総務 省令で定

めるところに ょ ŋ 証 明 を受け、 かつ、 当 該 住宅をそ 0 者  $\mathcal{O}$ 居 住  $\mathcal{O}$ 用 に供 L たときは、 当 該 耐 震 基 準 不 適

合既 存 住 宅  $\mathcal{O}$ 取 得 に 対 L て 課 す る不 動 産 取 得 税 に 0 1 7 は 当 該 税 額 カゝ 5 当該 耐 震基 準 不適 合 既 存 住 宅

が 新 築され た 時 に お 7 て施 行され Ċ 7 た 地 方 税法 第七十三条 0 十 应 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 控除 する ŧ のと

されていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 道 府 県は、 住宅 の取得に対 して課する不 動 産 取 得税を賦 課徴 収する場合にお いて、 当該 住 宅 <u>ー</u> 取 得 者

か 5 当 該 不 動 産 取 得 税 につい て前 項  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あるべ き旨  $\mathcal{O}$ 申 告 が あ り、 当 該 申 告 が 真 実で あ ると

認 め 5 れ るときは、 当 該 取 得  $\mathcal{O}$ 日 カン ら六 月以 内  $\mathcal{O}$ 期 間 を限 つて、 当該 住 宅に係る 不 動 産 取 得 · 税 額 のうち

同 項  $\mathcal{O}$ 規 定に により 減 額 すべ き額 E 相当す る税 額 を徴 収 猶予するも のとする。

3 第七十三条の二十五第二項か ら第四項まで及び前二条の規定は、 前項の場合における不動 産取得税額

 $\mathcal{O}$ 徴 収 猶予 及びその 取 消し並びに第一項の場合における当該 不 動 産取得税に係る地方団体 0 徴収金 0) 還

付について準用する。

第百十五条第一項中「、 非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」を「及び地方独立行政法人」 に改

める。

第百四十四条の三十八の二第一項中 「この項及び第百四十四条の三十八の四第三項」 を 「この款」 に改

め、同条に次の一項を加える。

4 元売業者等について 税務代理人がある場合において、 当該 元売業者等の同意がある場合として総務省

令で定める場合に該当するときは、 当該元売業者等への第一項の規定による通知は、 当該税務代理人に

対してすれば足りる。

第百四十六条第一項中  $\neg$ 非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」 を「及び地方独立行政法人」に

改める。

第百七十八条中 「第二十条」 の 下 に 「又は第四十二条」を加える。

第百-七 十九 条中 非 課税 地 方独立行政法 人及び公立大学法 <u>人</u> を 「 及 び )地方; 独立行政 法 <u>人</u> に 改 いめる。

項、 第二百 第四十一条の十二第四項、 九十二条第一 項第四号中 第四十一条の十二の二第七項及び」を加え、 (租 税 特 別措 置 法 0 下 に 「第九条 の六 第六 「にお 項、 いて読み替えて」 第四 + 条  $\mathcal{O}$ 九 を 第 兀

0) 規定により読み替えて」に改め、 「第三条の三第五項」の下に 第六条第三項」を、 |第九条の二第

兀 項 の 下 に 一、 第四 十一条  $\mathcal{O}$ 九第四項」 を加え、 「及び第四十一条の十二第四項」 を 第四 十一条  $\mathcal{O}$ 

十二第四 項 反 び )第四· 干 条の十二の二第七 項」 に改 め、 第四 十二条  $\mathcal{O}$ 四 0 下 に 第四 十二条 0 +

第

項、

第六

項、

第

八

項

第

九

項

及び

第十

匹

]項を除る

<u>`</u>

を加

え、

第六

項

交

び

第七

項

を

「第六」

項

か

5 第八項 まで及び第十三 項」に、 「及び第四十二条の十二の四」を 第四 十二条 の 十二 の 兀 及び )第四· 干

二条の十二の五 (第一項から第六項まで、 第十項から第十二項まで、 第十四項及び第十六項を除く。)

に 改 め、 同項第四号の三中 「第六十八条の九及び」を 「第六十八条の九、 第六十八条の十四及び」に、「

第六十八 条の + 五 から」 を 「第六十八条の 十四から」 に、 「及び第六十八 条の 十五  $\mathcal{O}$ 五. を 第六十八

条 0 + 五.  $\mathcal{O}$ 五. 及び第六 十八 条  $\mathcal{O}$ 十五  $\mathcal{O}$ 六 に改め、 同 項第四号の 兀 中 「第六十八条の十一 第五項」 を 「 第

六十八条の十一第十二項」に改める。

第二百 九十四条第七項中 「マンション建替組合」 の 下 に 「及びマンシ ョン敷地売却組合」 を加 える。

第二百 九十六条第一 項 第 一 号 中 「非課税地方独立行政法人、 公立大学法人」 を 「地方独立行政法 に

改める。

第三百十四条の四第一項中「百分の十二・三」を「百分の九・七」に改め、 同項ただし書中「百分の十

四・七」を「百分の十二・一」に改める。

第三百十四条の七第二項第一 号の表中「超える」を「超え四千万円以下の」 に改め、 同表に次のように

加える。

## 四千万円を超える金額

百分の四十五

第三百十四条の八中 「定めるもの」の下に「の合計額」 を加える。

第三百二十一条の八第五項、 第九項、 第十二項及び第十五項中 「第四十二条の六第五項」を「第四十二

結控除! 条の六第十二項」に改め、 限度個 別 帰属額及び」の下に 同条第二十四項中 地 方法 人税法第十二条第 「課される法人税」 の 下 に 項の 控除 「若しくは地方法人税」 の限 度額 で政令で定めるも を、 の 又 「連

は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるもの並びに」 を、 「定めるもの」 の 下 に 「の合計額」 を加 え

とし、 資産」の下に「 同 0) 項第十号の三を同項第十号 に改め、 用に供する固定資産」の下に「(第十号の四に該当するものを除く。)」を、 第三百 同項第十号の四 四十八条第二項第二号の五中「(昭 同項中第十号の七を第十号の九とし、 (同号に該当するものを除く。)」を加え、 中 「第五条第十二項」を 0 五とし、 同項第十号の二中 和六十一年法律第九十二号)」 「第五条第十一項」 第十号の六を第十号の八とし、 「定め 同項第十号中「第十号の六」 るも に改め、 *(*) の 下 に を削 同号を同項第十号の六とし、 第十号の五を第十号の七 り、 「保育の用に供する固定 (次号に該当するも 同項第九号中 を「第十号の八 「教育 <u>(</u>

十の四 的 な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園 学校法人、 社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、 の用に供する固定資産 保育等の総合

を除く。

を加え、

同号を同

項第十号の三とし、

同号の次に次の一号を加える。

第三百四十八条第二項第十号の次に次の一号を加える。

十 の 二 社会福品 祉 法 人その他 政令で定める者が児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業

の用に供する固定資産

第三百四十八条第二項第十一号中 「第十号の六」を「第十号の八」 に改 め、 同項中的 第十八号を削 り、 第

十七号の二を第十八号とし、 同条第八項中 非課税: 地方独立行政法 人 を 地 方独立行政法人(公立

大学法人を除く。以下この項において同じ。)」に、 「所有する非課税地方独立行政法人」を「所有する

地方独立行政法人」に改める。

第三百四十九条の三第十三項中 「(昭和四十五年法律第七十一号)」 を削る。

第三百九十六条の二第一 項中 「この項及び第三百九十六条の四第六項」 を 「この款」 に改め、 同条に次

の一項を加える。

4 納 税 義務者について税務代理人がある場合において、 当該納税義務者 の同意がある場合として総務省

令で定める場合に該当するときは、 当該納税義務者への第一項の規定による通知は、 当該税務代理人に

対してすれば足りる。

第四百 四十三条第一項中 非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」 を「及び地方独立行政法人」

に改める。

第四 百 兀 十四条第一項第一号イ中「千円」を「二千円」に改め、 同号口中 「千二百円」を「二千円」 に

め、 改 三千八百円」に、 め、 同 項第二号イ中 同号ハ中「五千五百円」を「六千九百円」に、 同号ハ中「千六百円」を 「四千円」を「五千円」に改め、 「二千四百円」を「三千六百円」に改め、 「二千四百円」 に改め、 同項第三号中「四千円」を「六千円」に改める。 「七千二百円」を「一万八百円」に、「三千円」を 同号ニ中 同号口中 「二千五百円」を 「三千百円」を「三千九百円」 「三千七百円」 に改 に改 8

現に地方公共団 方独立行 く。)であつてその成立 を加え、 第五百八十六条第一項中 政法 同条第二項第四号の五中「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。 人の .体が行つている業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものをいう。) 成 <u>\frac{1}{12}</u> 0 日  $\mathcal{O}$ 以 日 「非課税地方独立行政法人」の下に「(地方独立行政法人(公立大学法人を除 後行うものとして総務省令で定めるも 0 前 日に お て現に地方公共 八団体が. 行 つてい 0) のうちその成 る業務 に <u>\frac{1}{12}</u> 相当する業務を当該 0 日 0 前 日 に お 7 地

十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の五まで」に改める。 第六百三条第一項及び第二項中「第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四まで」を「第七

非 課税 第七 百 地方独立行政法人」 一条の三十四第 を削 項 中 り、 非課税: 同条第二項中「マンション建替組合」 独立行政法 人 を 「及び非課税 の下に「及びマンション敷地売 独立行政法人」 に改 め、 「 及 び

却 組合」 を加え、 同条第三項第三号中 「教育文化施設」 の下に「(第十号の四に該当するも のを除る

を加え、 同項第十号の五及び第十号の六を削 り、 同項第十号の 四中 「第五条第十二項」 を 「第五条第十

項」に改め、 同号を同項第十号の六とし、同項第十号の三を同項第十号の五とし、 同項第十号の二中「

定めるもの」の下に「(次号に該当するものを除く。)」を加え、 同号を同項第十号の三とし、 同号の次

に次の一号を加える。

十 の 兀 就学前の子どもに関する教育、 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定

する認定こども園

第七百一条の三十四第三項第十号の次に次の一号を加える。

十 の 二 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設

第七百一条の三十四第三項第十号の七中 「第十号の四」を「前号」 に改める。

第七百二条の二第一項及び第七百四条中 非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」 を「及び地方

独立行政法人」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百十四条の四第一項の項及び第三百二十一条の八第二十四項の項を次の

ように改める。

第三百十四条の四	百分の九・七	百分の十二・九
第一項	百分の十二・一	百分の十六・三
第三百二十一条の	並びに第五十三条第二十四項の控除の限	の合計額を超える額
八第二十四項	度額で政令で定めるものの合計額を超え	
	る額	

附則第三条の二の四第一項中 「第四十条第三項後段 (同条第六項から第十項まで」の下に「及び第十一

項 を「次項」に、「同法第四十条第三項」を「同条第三項」に、「公益法人等(同条第六項から第十項まで (同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加え、「以下この条」

を「公益法人等(同条第六項から第十一項まで」に、「財産(同条第六項から第十項まで」を「財産

同条第六項から第十一項まで」に改める。

附則第四条第一 項第一号及び第四条の二第一項第一号中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十

七年十二月三十一日」に改める。

る。

附則第五条の六を次のように改める。

第五条の六 以下 項中 場合を含む。) 同 円を超え九百万円以下の金額 九 百 の二第一項及び第二項並びに前条第 表千 同 万円を超え千八百 十五万円以下の 表  $\mathcal{O}$ 百百 八 金額 四千万円 百 分の 平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の道府県民税についての第三十七条 万円  $\mathcal{O}$ 八十 項中 を超  $\mathcal{O}$ を超える金額 五. 規定 金額の項中 百百 え 万円以下 四千 とあ 分の八十」  $\mathcal{O}$ 適 万円 る 用 の項中 の項中  $\mathcal{O}$ 0 に 「百分の七十」とあるのは 以 金額 っつい は とあ 下 百百 ては、 の項  $\mathcal{O}$ 百百 「百分の六十七」とあるのは 項 るのは 分 金 中 分の四十五」 0 額 (これらの 第三十七 八  $\mathcal{O}$ 「百分の五十七」 項 十匹 百百 中 分の七十 百 八 条の二第二項 規定を次条第 とあ 1分の五・ 九 五. 「百分の六十九・五八」 るのは 九 とあ + • 七 と、 めるのは 第 とあ 九 同 百百 「百分の六十六・五一七」と、 項 表 と、 号  $\widehat{\mathcal{O}}$ 分の る 百 九  $\mathcal{O}$ 規定によ 0 「百分の 四十四 表百 は 同表三百三十 十五 云百 九十五 万 分の と、 五十六・三〇七」と、 円を超え三百三十 り読み替えて適  $\bigcirc$ 五. 四十九・一 同表六百 万 五 円 万円を超 以下 と 九  $\mathcal{O}$ + 六」と 前 同 金 用 え六百 条第 表 五. 額 する 万 九 円 万  $\mathcal{O}$ 

る のは 項第三号中 「百分の五十九・三七」と、 「百分の五十」 とあるのは 同項第五号中 「百分の 四十九・一六」と、 「百分の七十五」とあるのは 同項第四号中 「百分の七十四 「百分の六十」とあ ・六八五

とする。

2 表四千 千八 五.  $\mathcal{O}$ 円を超え千八百万円以下の 超え九百万円以下の金額の項中 含む。) 「百分 金額 項及び第二項並びに前条第二項 万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは 平成二十六年度から平成五十年度までの各年度分の個人の市町村民税についての第三百十四条の七第 百 の項中  $\mathcal{O}$ 万円を超える金額の項中 万円 0) 八十 規定 を超 五. 「百分の え四千万円  $\mathcal{O}$ とあ 適 用 八十二 るの については、 金 以 は 一額の 下 とあるのは 「百分  $\mathcal{O}$ 「百分の六十七」とあるのは 「百分の四十五」 項中 金 (これらの規定を次条第二項の 第三百 額 0 0 八 「百分の五十七」とあるのは 項 + 「百分の七十九・七九」 1十四条 中 应 百百 八 とあるのは 分の 九 の七第二項第一 五. 「百分の六十九・五八」と、 五十」とあるのは と、 同 「百分の六十六・五一七」と、 「百分の四十四・〇五五」と、 表 と、 百 号の 規定により読み替えて適用する場合を 九 「百分の五十六・三〇七」と、 十 五 同表三百三十万円を超え六百 表 百 「百分の四十九 九十五 万円を超え三百三十 万円 同表六百九十五万円を 以下 一六」と、  $\mathcal{O}$ 前条第二項 同 金 表 方 額 闩 九  $\mathcal{O}$ 同 九十 項中 百 以 同 下 表 万

は 第三号中 「百分の五十九・三七」と、 「百分の五十」とあるのは 同項第五号中「百分の七十五」とあるのは 「百分の四十九・一六」と、 同項第四号中 「百分の七十四・六八五」と 「百分の六十」とあ るの

附則第六条第一項及び第四項中「平成二十七年度」を「平成三十年度」に改める。

する。

び第六十八条の十五」と、 条の十二の四」に、「及び第四十二条の十二の二」を「、 条第七項中 第七項」 十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「及び第四十二条の十二の四」を「、 五 附則第二 平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第六十八条の十五」とある 「平成二十八年三月三十一日」に改め、 及び第六十八条の十五の六」 を 八条第五項中 「及び第四十二条の十二の四」を「、第四十二条の十二の四」に改め、 「第六項か ら第八項まで及び第十三項」に改め、 「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、 「まで及び第六十八条の十五 とあるのは、 「とあるのは、 「及び第六十八条の十五の六」 0 第四十二条の十二の二」に改め、 五.  $\Box$ 同 の 下 に とあるのは 条第六項中 第六十八条の十五」を加え、 「まで」を 「平成二十六年三月三十一日」 に改め、 同条第 「第六十八条の 同条第十 九項中 同条第十項中 「第六項及び のは 第四十二 平 項を同 十 五 成二 万及 同

を

 $\mathcal{O}$ 

条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 定の適用については、 より ら第六項まで、 中 、控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規 小企業者等の 第十項から第十二項まで、 各事 業年度 これらの規定中「、 0 法 人税額に 第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五 について 第十四項及び第十六項を除く。)」 租 税特別措置法第四十二条の十二の とあるのは、 五第七項 (第一項か 「及び第四  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定 に

十二条の十二の四」とする。

12 措 三の規定の適用については、これらの規定中「、第六十八条の十五の五及び第六十八条の十五 額に相当する金額がある場合における第二十三条第一項第四号の三及び第二百九十二条第一項第四号の :置法第六十八条の十五の六第七 中 小 連 結 親法 人等  $\mathcal{O}$ 各連結事業年度の連結法人税額に係 項の規定により控除された金額のうち当 る調 整前個 別帰属法 ī該中· 小連結親法 人税額について 人等に係る金 租 の六」と 税 特別

あ るのは、 「及び第六十八条 の十五の五」とする。

同 附則第· 条第三項中 九条第 「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、 項及び第二項中 「平成二十六年三月三十一日」 を 「平成三十一年三月三十一日」 同条第四 「項から に 改 8

`

中 第七項までの規定中 「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」 「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、 に改め、 同条第十一項中「平成二十六 同条第 八項

年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二中「又は前項」と」の下に「、「同項」とあるのは「第一項」と」を加え、 \_ と、

とする」とあるのは「」とし」を削り、 「金額」とする」を「金額」と」 に改める。

附則第十条第四項を削 り、 同条第五項中 「第八号」 を 「第九号」に改め、 同 1項を同条第四項とし、 同 条

に次の一項を加える。

5 道府県は、 マンシ ョンの建替え等の円滑化に関する法律 (平成十四年法律第七十八号) 第二条第 一項

するマンション建替事業又は同項第九号に規定するマンション敷地売却事業により、 同法第百三条に規 第五号に規定する施行者又は同法第百十六条に規定するマンション敷地売却組合が、同項第四号に規定

定する要除 却 認定マンション及びその敷地を取得した場合には、 当該取得が平成二十八年三月三十一日

までに行 わ れ たときに限り、 第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、 当該不動産の取得に対しては

不動産取得税を課することができない。

附則第十条の二並びに第十一条第二項及び第十項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三

月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第二項中「第七十三条の二十七の二第一項」の下に「、第七十三条の二十七の三第一

項」を加える。

附則第十一条の五第三項及び第十一条の六中「第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十

七の三第一項」に改める。

附則第十二条第一項中 「から第十七項まで、第二十一項及び第二十二項」を「、 第十七項、 第十八

第二十二項及び第二十三項」に、 「第十八項から第二十項まで及び第二十三項から第三十八項まで」を「

第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項まで」に改め、同条第二項中 第

十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「

第十九項、 第二十項、第二十四項、 第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」

に改 め、 同 条第三項中 「第十七項第二号、 第十九項若しくは第二十二項第一号」を 「第十八項第二号、 第

二十項若しくは第二十三項第一号」に、「第七十条の四第二十九項若しくは第三十項」を「第七十条 の 四

第三十項若しくは第三十一項」に改める。

附則第十二条の二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め

る。

附則第十二条の二の三第一項中「自家用の自動車で」を「営業用の自動車 ()に、 () 以外のもの」を

以下この項において同じ。)を除く。)及び軽自動車」に、 「百分の五」 を「百分の二」に改 め、 同条

第二項中 「率に四分の — — を 「率に百分の二十」に改め、 同条第三項中「率に二分の一」 を 「率に百分の

四十」に改める。

附則第· 十二条の三第一 項 中 「第三項及び第四項」を「以下この条」に、 「専らメタノー ・ル」を「メタノ

ル 自動車 (専らメタノール」に、「、メタノール」を「をいう。次項において同じ。)、混合メタノー

ル 自 1動車 (メタノール」に、 「及びガソリン」を「をいう。 同項において同じ。)及びガソリン」に、「

第三項に」を「次項及び第四項第三号に」に改め、 「字句は、 \_ の下に「それぞれ」を加え、 「にそれぞ

れ 読み替えるもの」 を削り、 同 項第一号中 「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に

` 「初めて」 を「最初の」 に、 「経過する」を「経過した」に改め、 同項第二号中 「平成十五年三月三十

一日」を「平成十七年三月三十一日」に、 「経過する」を「経過した」に改め、 同項の表を次のように改

める。

第百四十七条第一項第一号イ	七千五百円	八千六百円
	八千五百円	九千七百円
	九千五百円	一万九百円
	一万三千八百円	一万五千八百円
	一万五千七百円	一万八千円
	一万七千九百円	二万五百円
	二万五百円	二万三千五百円
	二万三千六百円	二万七千百円
	二万七千二百円	三万千二百円
	四万七百円	四万六千八百円
第百四十七条第一項第一号口	二万九千五百円	三万三千九百円

一万六千五百円	一万五千円	
一万三千二百円	一万二千円	
九千九百円	九千円	
七千百円	六千五百円	第百四十七条第一項第二号イ
十二万七千六百円	十一万千円	
十万千二百円	八万八千円	
八万七千九百円	七万六千五百円	
七万六千四百円	六万六千五百円	
六万六千七百円	五万八千円	
五万八千六百円	五万千円	
五万千七百円	四万五千円	
四万五千四百円	三万九千五百円	
三万九千六百円	三万四千五百円	

	三万五千円三万八千	三万円三万三千	二万五千五百円  二万八千	二万五百円二万二千	一万六千円	一万千五百円  一万二千	第百四十七条第一項第二号口	四千七百円	二万九千五百円三万二千	二万五千五百円  二万八千	二万二千円   二万四千	一万八千五百円  二万三百
四万四千五百円	三万八千五百円	三万三千円	二万八千円	二万二千五百円	一万七千六百円	一万二千六百円	八千八百円	五千百円	三万二千四百円	二万八千円	二万四千二百円	二万三百円

	六千三百円	六千九百円
第百四十七条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千百円	一万六千六百円
第百四十七条第一項第二号ハ(2)	一万二百円	一万千二百円
	二万六百円	二万二千六百円
第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千百円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万千八百円
	四方四千円	四万八千四百円
	五万五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万四千円	七万四百円
第百四十七条第一項第三号口	三万三千円	三万六千三百円

	四万千円	四万五千百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万千四百円
	八万三千円	九万千三百円
第百四十七条第一項第四号	田子田田田	五千百円
	六千円	六千九百円
第百四十七条第二項第一号	川十七百田	四千百円
	四千七百円	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円

八千八百円

規定」 第二項 の規定が」に、 附 崱 を 第 (これらの規定 十二条 「附則第十二条の三第一項又は第二項の規定」に、 \_ と、 の三第三 が」に、 項 同条第五項」を「並びに前項」と、 を 削 り、 「含む。)」 同 条第二 とする」を「含む。) 項 中 「前 項」 を 同条第五項」に、 前二 「前三項 項」 並びに前二項」 に、 を 「 第 一 附 「前各項 則 とする」 項及び第二項 第十二条  $\subseteq$ に改 を の 三 同 め、 第 (これ 項 及 項 同項 び 5  $\mathcal{O}$ 

2 次  $\mathcal{O}$ 各号に 揭 げ る自 動 車 電 気 自 動 車、 天 然 ガ ス 自 動 車、 メ タ ノー ル 自 動 車、 混 合メタ ノー ル 自 動 車 を

同

条第三項とし、

同

条第一

項

0

次に次の一

項を加え

える。

及び

ガ

ソリ

ン

を内

燃

機

関

 $\mathcal{O}$ 

燃

料とし

て用

V

る電・

力併

用自

動

車

並

び

にバ

ス

 $\widehat{\phantom{a}}$ 

般

乗

合用

 $\mathcal{O}$ 

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

に

限

る。

及び 被け ん引自動車を除く。) に対する平成二十六年度分の自 動 車 税に係る第百四十 七 条第 項及び第

二項の規定 0 適用 については、 前項の規定にか カゝ わ らず、 次  $\mathcal{O}$ 表の上欄に掲げる規定中同表 0 中 欄 に掲

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

ガ ソリン 又 は 液 化 石 油 ガ ス を内燃機関  $\mathcal{O}$ 燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに

新車新規登録を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年

三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第百四十七条第一項第一号イ	七千五百円	八千二百円
	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四百円
	一万三千八百円	一万五千百円
	一万五千七百円	一万七千二百円
	一万七千九百円	一万九千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千二百円	二万九千九百円
	四万七百円	四万四千七百円
第百四十七条第一項第一号口	二万九千五百円	三万二千四百円

一万六千五百円	一万五千円	
一万三千二百円	一万二千円	
九千九百円	九千円	
七千百円	六千五百円	第百四十七条第一項第二号イ
十二万二千百円	十一万千円	
九万六千八百円	八万八千円	
八万四千百円	七万六千五百円	
七万三千百円	六万六千五百円	
六万三千八百円	五万八千円	
五万六千百円	五万千円	
四万九千五百円	四万五千円	
四万三千四百円	三万九千五百円	
三万七千九百円	三万四千五百円	

	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千百円
第百四十七条第一項第二号口	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五百円	四万四千五百円

	六千三百円	六千九百円
第百四十七条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	八千二百円
	一万五千百円	一万六千六百円
第百四十七条第一項第二号ハ(2)	一万二百円	一万千二百円
	二万六百円	二万二千六百円
第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	二万九千百円
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万四千円	七万四百円
第百四十七条第一項第三号口	三万三千円	三万六千三百円

	四万千円	四万五千百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円
	七万四千円	八万千四百円
	八万三千円	九万千三百円
第百四十七条第一項第四号	四千五百円	四千九百円
	六千円	六千六百円
第百四十七条第二項第一号	川十七百田	四千百円
	四千七百田	五千二百円
	六千三百円	六千九百円
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	五千七百円
	六千三百円	六千九百円

準 で定 に、 定め に 他 条第三号に規定する」 附則第· ょ ギ エ 電 0 「この号」 「にそれぞれ読み替えるもの」 ネ Ś ŋ 8 万 環境保全上 定 る 次項及び 消 併 工 ル ギ 費効率 十二条 ネ  $\Diamond$ ŧ 用 6 ] Ō 自 ル を ギ れ 0 消費効率」 動 下に 第六項」 るエネ いう。 の技術 車 の三第 (以下この条において 消  $\mathcal{O}$ う 費 及 を加え、 効 ル ち、 基準 匹 第六項第三号に ギ を を 率 び 項 Ì 中 第六項第二号」 動 「エネル 「以下この条」 ( 第 (第六項: 消 力 「前 源とし 費機器等製 四号及び第六項第五号にお 「排出ガス保安基準」 を削 項 第 ギ  $\mathcal{O}$ 7 お り、 表」 四号及び 「エネル 用  $\mathcal{O}$ 1 に、 を加い 造 を 使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定する て同じ。 7 同項第二号中 事 る電 次 ギー 第 \* 業者: え、 平 気を外 八  $\mathcal{O}$ 等 項 表」 成十七年 消 同 を E  $\dot{O}$ 費効率」 項 を加 判 部 第三号中 に お 自 「平成二十一年十月一日 いて 改 1 断 か 窒 動車 7  $\mathcal{O}$ え、 5 め、 という。 「排出 素 充 基準となるべ 基基 酸化物 同 排出ガスに係る保安上又は公害防 電 元 字字 す 項第 準 る 電 ガス保安基準」 工 旬 排 ネ 匹 機 機 は が 号 能 能 出 ル 許容 き事 ギ 中 同法第七十八条第 を備 付電 Ì  $\mathcal{O}$ 「エ 限 消 項 え 力 下 ぐを勘案が 費効 度 ネ 併 に 7 という。)」 ル 1 用 の 下 に 「そ 率 ギ を る 自 して 動 れ ŧ 道 とい 車 ぞ 消 同  $\mathcal{O}$ 路 総 れ 費 で E法第四· . う。 項 運送 務省令で (効率 総  $\mathcal{O}$ を加 下 に改 止その 務  $\mathcal{O}$ 車 規 エネ が 省 に + 定 8 え 両 基 令

ル

法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安

基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの(以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出

許容限度」という。)」に改め、同項に次の表を加える。

二万五百円	四万七百円	
一万四千円	二万七千二百円	
一万二千円	二万三千六百円	
一万五百円	二万五百円	
九千円	一万七千九百円	
八千円	一万五千七百円	
七千円	一万三千八百円	
五千円	九千五百円	
四千五百円	八千五百円	
四千円	七千五百円	第百四十七条第一項第一号イ

F	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	
六千円	一万二千円	
四千五百円	九千円	
三千五百円	六千五百円	第百四十七条第一項第二号イ
五万五千五百円	十一万千円	
四万四千円	八万八千円	
三万八千五百円	七万六千五百円	
三万三千五百円	六万六千五百円	
二万九千円	五万八千円	
二万五千五百円	五万千円	
二万二千五百円	四万五千円	
二万円	三万九千五百円	
一万七千五百円	三万四千五百円	
一万五千円	二万九千五百円	第百四十七条第一項第一号口

一	三万五千五百円 二万五千五百円 二万五千五百円 二万五千五百円	第百四十七条第一項第二号口
九千五百円	一万八千五百円	
七千五百円	一万五千円	

	四万五百円	二万五百円
	田可二十六	三千二百円
第百四十七条第一項第二号ハ(1)	七千五百円	四千円
	一万五千百円	八千円
第百四十七条第一項第二号ハ②	一万二百円	五千五百円
	二万六百円	一万五百円
第百四十七条第一項第三号イ(1)	一万二千円	六千円
	一万四千五百円	七千五百円
	一万七千五百円	九千円
	二万円	一万円
	二万二千五百円	一万千五百円
	二万五千五百円	一万三千円
	二万九千円	一万四千五百円

第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	一万三千五百円
	三万二千円	一万六千円
	三万八千円	一万九千円
	四万四千円	二万二千円
	五万五百円	二万五千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万四千円	三万二千円
第百四十七条第一項第三号口	三万三千円	一万六千五百円
	四万千円	二万五百円
	四万九千円	二万四千五百円
	五万七千円	二万八千五百円
	六万五千五百円	三万三千円
	七万四千円	三万七千円

	八万三千円	四万千五百円
第百四十七条第一項第四号	四千五百円	二千五百円
	六千円	三千円
第百四十七条第二項第一号	三千七百円	千八百円
	四千七百円	二千二百円
	六千三百円	三千二百円
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	八千円	四千円

削り、 附則第十二条の三第五項中「字句は、」 同条第七項中 「第三項、 第四項 を「第四項及び第五項(これらの規定を」に、 の下に「それぞれ」を加え、 「にそれぞれ読み替えるもの」を 「又は第五項

三項」 に改め、 同項を同条第九項とし、 同条第六項中 「前項  $\mathcal{O}$ を「第五項の」に改め、 「、平成二十二

「並びに第六項及び第七項」に、

「第二項」を「第

前項に

おいて読み替えて準用する場合を含む。)」を

年度基 消 つて」 に 成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。) 二十二年度基準 費効率」 な 「前 1 及び 準 項 て 中 適 エネルギ 囲される とあるの 「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの を ・エネルギ 「 第 るべきものとして定められ は 五. 消 費 項 「平成二十二年度基 (効率) 中 Ì 消費効率に」 に改 0) 下に め、 「(基準エネルギ 「第三項第四号に規定する」 を 準 「平成二十二年度以降」 ェ たものをいう。)」 ネ ル に百分の百十」 ギ ] ] 消 費効率」 消費効率であつて平成二十二年度以 を加い を削 と、 と、 を削り、 え、 り、 「百分の百十」 「平成二十七年度基準 「基準 (次項及び第六項に 同 「前項第四号に規定する平成 で項を同り 工 ネル 条第八項とし、 とあ ギ る 消 お 降  $\mathcal{O}$ 工 費 いて は ネ 劾 () () 率 各 ルギ \_ 同 年度 で 平 に 条 ] あ

6 まで 成二十七年度分の 成二十六年四 次に掲げる自動車 0 間 に 新 月一日 車 新 自 の中 規 動 登 から平成二十七年三月三十一日までの間 に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、 車 欄に掲げる字句 録を受け <del>.</del>税 に限 り、 た場合に 当該 は、 あ 自 それぞれ同 0 動 て 車 は平 が 平 成二十八年度分 成二十七年 表の下欄に掲 に新車新規登録を受けた場合にあつて 应 月一日  $\mathcal{O}$ げる字句とする。 自 動 から平成二十八年三月三十 車 税 に 限 ŋ, 当該自 次 0 表 の上欄 動車が平 <u>·</u> 日 は平 に

掲げ

る

規定中

同

表

第

五

並項の.

次に

次

の二項を加える。

## 一電気自動車

天然ガ ス自 動 車 のうち、 平成二十一年天然ガス車基準に適合し、 かつ、 窒素酸化物の排 出 量が平成

一十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるも O

## 三 充電機能付電力併用自動車

兀 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以

上か つ平成三十二年度基準 エネルギー 消費効率 (基準エネル ギ ] 消費効率であつて平成三十二年度以

降 の各年 -度にお いて適用され るべきものとして定められ たものをいう。 以 上 の自動車 のうち、 窒素

酸化 物 0 排 出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一 を超えないも ので総務省令で定める

## もの

五. 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車(第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。)のう

ち、 道路 <sup>五</sup>運送車 両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして

定めら れ た排 出 ガ ス保安基準で総務省令で定めるものに適 合するも  $\mathcal{O}$ 

## 第百四十七条第一項第一号イ

七千五百円

二千円

一万千五百円	四万五千円	
一万円	三万九千五百円	
九千円	三万四千五百円	
七千五百円	二万九千五百円	第百四十七条第一項第一号口
一万五百円	四万七百円	
七千円	二万七千二百円	
六千円	二万三千六百円	
五千五百円	二万五百円	
四千五百円	一万七千九百円	
四千円	一万五千七百円	
三千五百円	一万三千八百円	
二千五百円	九千五百円	
二千五百円	八千五百円	

六千五百円	二万五千五百円	
五千五百円	二万二千円	
五千円	一万八千五百円	
四千円	一万五千円	
三千円	一万二千円	
二千五百円	九千円	
二千円	六千五百円	第百四十七条第一項第二号イ
二万八千円	十一万千円	
二万二千円	八万八千円	
一万九千五百円	七万六千五百円	
一万七千円	六万六千五百円	
一万四千五百円	五万八千円	
一万三千円	五万千円	

	二万九千五百円	七千五百円
	田中十四	千二百円
第百四十七条第一項第二号口	八千円	二千円
	一万千五百円	三千円
	一万六千円	四千円
	二万五百円	五千五百円
	二万五千五百円	六千五百円
	三万円	七千五百円
	三万五千円	九千円
	四万五百円	一万五百円
	六千三百円	千六百円
第百四十七条第一項第二号ハ①	七千五百円	二千円
	一万五千百円	四千円

第百四十七条第一項第二号ハ(2)	一万二百円	三千円
	二万六百円	五千五百円
第百四十七条第一項第三号イ(1)	一万二千円	三千円
	一万四千五百円	円円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
	二万九千円	七千五百円
第百四十七条第一項第三号イ(2)	二万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万千円

	五万五百円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
第百四十七条第一項第三号口	三万三千円	八千五百円
	四万千円	一万五百円
	四万九千円	一万二千五百円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千円	一万八千五百円
	八万三千円	二万千円
第百四十七条第一項第四号	四千五百円	千五百円
	六千円	千五百円
第百四十七条第二項第一号	三千七百円	千円

	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円
第百四十七条第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	八千円	二千円

7 自  $\mathcal{O}$ 二項の規定の適用については、 務省令で定め 間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動 動 エ ネ 車 0) ル うち ギ ] る 室 消 ŧ 費効率 素 0) 酸 化 (前項 物 が平成二十  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 排 規定の適用を受け 出 当該自動車が平成二十六年四月一 量 七年 が平 度基 成十七年室 準 工 る自 ネ 素 ル ギー 動車を除 酸 化物 消費効率に百分の 排 出 許 日から平成二十七年三月三十 容 に対する第百 限 車税に限 度の 百十 四分の り、 を乗じて得た数 匹 十七 を超り 当該自動 条第 えなな 車 7 が 項及 値 Ł 平 日 以上  $\mathcal{O}$ 成二 ま び で で 第 総

十八年度分の 十七年四 月一 自動 日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車 車 税 に限 り、 第四 項の表の上欄に掲げる規定中同表 新規登録を受けた場合にあつては平成二 の中欄に掲げる字句は、 それぞれ

同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第· 十四四 条第一 項 中 「第八号」 を 「第九号」 に改り め、 同条第三項を削 り、 同条第四 |項中 「又は前

を削 り、 同 項 を同 条第三 項とする。

るも 三分の なるべ 課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、 年度までの間」 受ける場合に 上二分の一以下の範囲内において市 え の 適 E 日 附 則第 0 から平成二十八年三月三十一日」に改め、 き価 用 に + あ を受ける場合にあつては、二分の一) 以 格 0 五 上三分の二以下の て の三分の二 あつては、 条第二項中 を は 「平成二十六年度又は平成二十七年度」 当該 三分の一)」 就完機 (当該: 「平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月 範 既航空機 囲 に 内 対 町 に して課する固 を加 村 のうち お  $\mathcal{O}$ 1 条 例 て市 え、 地 同項第一号中 方的 同項第二号及び第三号中 町 で定める割合 を加り 定資 村 な航空運 0 条 例 産 え、 税 に、 ので定め 同 が 条第三項中 課されることとなつた年度 送の 「三分の一」の下に (当 当該航空機に係る固定資産税 「当該航空機に対して課する固定資産税 |該施| る割 用に供する航空機 設が 合 「平成二十二年度か 二分の (当該 第三百 施 \_ 八十九 設 「を参酌して六分 とし が 第三百 0 かか て 条 下に 5 総  $\mathcal{O}$ ら平 五. 務 規 の課税標準 八 年 省令で定 + を 定 - 度分 成 参 九  $\mathcal{O}$ <del>二</del> 酌 適 0) 条 0 用  $\mathcal{O}$ L 以 8 لح が 五 規 7 古 を

定

定資

産

税

に限

り、

当該:

航

空機

に係る固定資

産

税

の課税標準となるべき価格

の五分の二)

の額とする」

を

る。

地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるもの(次号において 「地方航空運送

用航空機」という。)(同号に掲げるものを除く。) 当該航空機に対して課する固定資産税が課さ

れることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、 当該航空機に係る固定資産税の課税標準と

なるべき価格の五分の二の額とする。

地方航 空運 送用: 就空機 のうち特に地 方的 な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるも

 $\mathcal{O}$ 次に 掲げる航空機の区分に応じ、 それぞれ次に定めるところによる。

イ 総務省令で定める小型の航空機 当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた

年度から五年度分の固定資産税に限り、 当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 0

四分の一の額とする。

口 イ 12 · 掲 げる航空機以 外 の航空機 当該航空機 に対して課する固定資産税 が課されることとなつた

年度分の 固定資産税については、 当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 の八分の

三の額とし、 その後四 [年度分の固定資産税については、 当該航空機に係る固定資産税の課税標準と

なるべき価格の五分の二の額とする。

三 前二号に掲げる航空機以外の航空機 当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつ

た年度から三年度分の固定資産税に限り、 当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 0

三分の二の額とする。

附則第十五 条第六項中 「東南 海 南海地震に係る地震防災対策 の推進に関する特別措置法」 を 南 海 1

ラフ地震 に係 る地震防災 対策 の推進に関す る特別措置 法 に、 「東南 海 南海地震 防災 対 策 推 進 地 域」 を

南海、 トラフ 地震防災対策推進地域」に、 「平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一 日まで」

を 「平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に改め、 同条第七項中「第十五 並項」を

第十四項」に、 「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一 日」に改め、 同条中第八項を

削 り、 第九項を第八項とし、 第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、 同条第十三項中 「第二十四項

を 「第二十二項」に 改 め、 同 項 を同 1条第十二項とし、 同 条中第十 ・四項を第十三項とし、 第十 五. 項か ら第

+ 七項までを一項ずつ繰り上げ、 同条第十八項中 「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」 を 「平成二

項とし、 を第三十四項とし、 を同条第三十一項とし、同条中第三十五項を第三十二項とし、第三十六項を第三十三項とし、 第三十三項中 同 一条中第三十項を第二十七項とし、 同条第三十四項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改 「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、 同条第三十八項中 第三十一項を第二十八項とし、 「(第二十七項 の規定 の適用を受けるものを除く。)」 第三十二項を第二十九項とし、 同 項 を を削り 第三十 同 め、 条第三十 り、 同 七項 同 同 項 条

項を同

一条第三十五項とし、

同条に

· 次 の

五.

項を加える。

36

施 時 規定す 二条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十 法 日 に に著しく資するものとして総務省令で定めるものに対して課する固定資産税 までの間 放送法: (平成十四 お け る特定地 る 第二条第二十三号に規定す 同 に取得した同法第九十三条第一項第三号に規定する基幹放送設備若 法第六 年法律第百五十六号) 上基: 十四条第 幹放送局等設 一項ただし 備 第三条に規定する放送大学学園をいう。)を除く。) んる基 又は 書に 同 幹放送事業者 法第二条第二十四号に規定する基幹放送局 規定するラジオ放送に (日本放送協会及び放送大学学園 ょ る同 |法第| 百 の課税標準 しくは同法第百十二条に 八条の放送 設備 (放送大学学園 又は は、 のうち、  $\mathcal{O}$ 放送法 第三百 確 実 災害 な 四 実 第

する。

三年度分の

固

定資

産

税

に限

り、

当

該設備に係

る固・

定

資

産

税

0)

課

税標準となるべ

き価

格

 $\mathcal{O}$ 

兀

分

の三

<u>ー</u>

額

37 水防法 (昭和二十四年法律第百九十三号)第十五条第一項第三号イに規定する地下街等の所有者又は

管理者が平成二十六年 -四月一 日から平成二十九年三月三十一日 までの間に取得した当該 地下 街等に お け

る洪 水 時  $\mathcal{O}$ 避 難  $\mathcal{O}$ 確 保 及び 洪 水時 の浸水 の防 止を図 るため の設 備で総務省令で定め るも  $\mathcal{O}$ 同 法 第 十 五

条の二 第 項  $\mathcal{O}$ 規定に より 当 該 所 有者 又 は 管 理者 が 作 成す る 計 画 に 記 載され たも 0) に 限 る。 に 対 L 7

課す る 固 定 資 産 税  $\mathcal{O}$ 課 税標準 は、 第三百 匹 十 -九条 の 二 の 規定に か かわらず、 当 該 設備 に 対 L 7 新たに 固

定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税 に限 ŋ 当該設 開に 係る固定資 産 税 0

課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内に お いて市 町 村 の条

例で定める割合 (当該 設備 が第三百八十九条の規定 の適用を受ける場合にあつては、三分の二) を乗じ

て得た額とする。

38

フ 口 ン 類  $\mathcal{O}$ 使用 の合理化及び管理の適 正化に関する法律 (平成十三年法律第六十四号) 第二条第三項

第二号に掲 げげ つる機器 (冷蔵 又 は 冷 凍 の機 能 を有する自 動 販売 機を除る き、 同 項に規 定す る業務 用  $\mathcal{O}$ 機 器

に

限 であつて冷媒としてアン モニア、 空気、 酸 化炭素又は 水の みを 使用、 す るも  $\mathcal{O}$ で総対 務 省令 で定

めるもののうち、平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得 され、 たも

 $\mathcal{O}$ に対して課する固定資産税 の課税標準 は、 第三百四十九条の二の規定にかか わ らず、 当該 機 器に 対

L

て新たに固 宣定資産 税 が 課されることとなつた年度から三年度分の 固定資 産 一税に限 ŋ, 当 該 機器 に 係 る 固

定資 産 税  $\mathcal{O}$ 課税標準 となるべ 、 き 価 格に四 分の三を参酌して三分の二以上六分の 五. 以 下 0) 範 囲 内 に お 1 7

市 町 村  $\mathcal{O}$ 条 例 で定 8 る 割合 (当該 機器が第三百 八十九名 条の規定  $\mathcal{O}$ 適 用を受ける場 一合に . あ つて は 兀 分  $\mathcal{O}$ 

三)を乗じて得た額とする。

39

玉 家 戦 略 特 別 区域法 (平成二十五 |年法律第百七号) 第十一条第一項に規定する認定区域計 画 (以下こ

 $\mathcal{O}$ 項に お **,** \ 7 「認定区域計画」という。 に同法第二条第二項第二号に規定する内閣 府令で定める事 業

(医 療 に 関 す る研究開 発を実施す る事業であつて、 基礎的 なも のその 他  $\mathcal{O}$ 収 益 性 の低 1 ものとし て 総 務

省令で定め るも  $\mathcal{O}$ に 限 る。 以下この 項 に お 7 て 特 定 研 究 開 発 事 業 とい う。 0 実 施 主 体 (同 法 第 八

条第二 項第二号に規定する実施 主体をいう。 として定められた者が、 当該認定 区 |域計| 画 12 保る同 法 第

三 十 一 令で定める計 二条第 日 項に まで 0) 規定する国 画に基づき取得した当該特 間 に 当 該 認 家 定 戦 略 区 域 特 計 別 区 画 . 域 に 定研究開 定  $\mathcal{O}$ め 区 5 域 內 れ 発 た に 事 特 お 業の用 į١ 定 て平成二十六年 研 究開 に供する機 発 事 業  $\mathcal{O}$ 械 実 应 その 施 月一 に 他 関 日 か の設備で政令で定める する計 ら平成二十八年三月 画として 総 務 省

t ののに 対して課する固定資産税  $\tilde{O}$ 課税標準は、 第三百四十九条の二の規定にか カゝ わらず、 当該 設備 に 対

して 新 たに 固定資産税が課されることとなつた年度 から三年度分の固定資産税 に限り、 当該 設 備 に係る

古

定資

産

税

 $\mathcal{O}$ 

課

税標準

となるべ

き価格の二分の一

0)

額とする。

40 都 市 再 生 特 別 措 置 法 第九 十七 条に規定する認定 誘 導事 業者 が 同 法 第 九 十九条に 規定する認 定誘導 事

業

(当 該 認 定 誘 導事 業に 係る同法第八 十一条第 一項に 規定する立 地 適 正 化 計 画 に 記 載され た 同 条第二項 第

三号に規定する誘導施設を有する建築物 この整備 に関するものに限る。) に より都を 市 再 生 特 別 措 置 法 等 0

部を改正する法律 (平成二十六年法律 第

号) 0) 施 行  $\mathcal{O}$ 日から平成二十八年三月三十

日まで

0)

間 に 新 たに 取 得 L た都 市再生 特別 措置法第二十九条第一 項第一号に規定する公共 (施設等  $\dot{O}$ 用 に 供する る家

屋及 人び償. 却 · 資 産 で政令で定め るも 0 に 対 して 課する 固 定 資 産 税 又 は 都 市 計 画 税  $\mathcal{O}$ 課 税 標 準 は、 第三百 四

十九条、 第三百 四十 九条の二又は第七百二条第一 項  $\mathcal{O}$ 規定 に か か わ らず、 当該 家 屋 及び 償 却 資 産 に 対 L

て新たに固定資産税又は 都 市計 画 税が課されることとなつた年度から五 年度分の固定資産 税又は都 市 計

画 税 に 限 り、 当該家屋 及び償却資産に係る固定資 産 税又は 都 市 計 画 税 0 課税標準となるべき価 格 0 五. 分

の四の額とする。

附則第十五条の二第一項中 「前条第十五項」を「前条第十四項」に改め、 同条第二項中 「前条第十五項

若しくは第三十六項」を 前 条第十四項若しくは第三十三項」 に改める。

附則第十五 条の六並 びに第十五条の七第一 項及び第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十

八年三月三十一日」に改める。

附則第十五 条 の九第 項 中 「次項」 の 下 に 「並びに次条第一項及び第二項」を加え、 「政令で定め る基

準 を 「地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準 (同条第一項において 「耐震 基準」とい

う。 に改め、 「(平成七年法律第百二十三号)」 を削り、 同条の次に次の一条を加える。

耐 震 改修が 行われた要安全 一確認計 画記 載建築物等に対する固定資産税  $\mathcal{O}$ 減 額

第十五条 が 十 市 町 村 1は、 は、 建築 物  $\mathcal{O}$ 耐 震改 修  $\mathcal{O}$ 促進 に 関 する法律第七条に 規 定する要安全 確認 計 画 記 載 建

築物 又は 同 法附則第三条第 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物 に該当する家屋 (同法第七 条 又

基準適合家屋にあつてはこの項の に ごとに政令で定めるところにより算定した額 期日とする年度から二年度分の する場合を含む。 は 有に係る耐震基準適合家屋にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所 H  $\mathcal{O}$ 成二十九年三月三十一 として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額 1 る場合を含む。)の規定による指示の対象となつたものを除く。) で耐 あつては、 て 同  $\mathcal{O}$ 項 属 耐 する 震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明が の規定による 震 车 基 当該 . D 準適合家屋」という。)に対して課する固定資産 翌年 百 報 分の Ď 0 告が 日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて耐震改修が 規定による命令又は 月 五 に あ 日 相当する額) つたものに限 固定資産 (当該 規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところに 耐 税 震改修が完了 ŋ, の合算額とし、 に 同法第十二条第二項 限り、 (当該額が当該部分に係る当該耐震改修に要した費用 同法第八条第一 当 該 i た日 耐 区 震基 分所有 が一 項 準 一税 (同 に 月 一 適合家屋に係る固 の百分の (同法附則第三条第三 のうち平成二十六年四 法附 つい に 日 係 る で て 則第三条第三 は、 耐 ある場合に 五に相当す されたもの 震基 当該 準 適 [定資 耐 一項に 合家屋 は、 震改修 る額を超える場合 (以下この 項 産 月 E 税 同 お 以 が 行 お 月) 額 1 完 日 か 外 わ て 1  $\bigcirc$ · て準 を 条 れ 準 了  $\mathcal{O}$ ら平 ょ 耐 の額 有 分所 賦 した に たも 用 者 お 用 V) 震 課 す

分の 算定 当する額を当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。 五. Ĺ た額 に相当する額を超える場合にあつては、 (当該! 額 いが当該する 耐 震改修に要した費用 当 該 の額として政令で定めるところにより算定 百分の 五. に 相当する額)とする。) の二分の一に相 し た 7.額 の 百

2 屋に 耐 震改: 前 0 項の規定は、 修が き同 完了した日から三月以内に、 項  $\hat{O}$ 規 耐震基準適合家屋に係る固定資産税の納税義務者から、 定  $\mathcal{O}$ 適 用 が あるべ き旨 当該市町村の条例で定めるところにより、  $\mathcal{O}$ 申 告書 0 提出 が がされ た場合に限 り、 当該耐震基準適合家屋に係る 適 用するものとする。 当 該 耐 震基 一準適合家

3 に係る に当 市 該 る耐震基準適合家屋につき第一項の規定を適用することができる。 町 申 村 -告書 長 は  $\mathcal{O}$ 提出 前 項 E がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、 規定す る期 間  $\mathcal{O}$ 経 過 後 に 同 項 0 申 告 書  $\mathcal{O}$ 提出 「がされ た場合に お いて、 当該 当該 申告書 期 間 内

が 平成二十五年度分の 附 三則第十七条第六号イの表(2)中 固定資産 税につい 「当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について」を て地方税法等 の 一 部 を改正する法律 (平成二十六年法律第 「当該土地

号) 同 号 第 口 条  $\mathcal{O}$ 表 (2) 中 0 規 定 に 「当該 ょ る改 (年度の前年度分の固定資産税について) 正 前  $\mathcal{O}$ 地 <sup>1</sup>方税法 (以 下 「平成二十六年 を 改 正 「平成二十五年度分の固定資 前  $\mathcal{O}$ 地方税法」 という。)」 産 に改 税 に · 8

いて平成二十六年改正前の地方税法」に改める。

附則第十七条の二第五 近項の表す 及び 同 条第六項の表中 「附則第十五条第十二項、 第十八項、第二十二項、

第二十三項、第二十六項及び第二十七項」を「附則第十五条第十一項、第十七項、第二十項、第二十一項

及び第二十四項」に改める。

附則第十八条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中 「同年度分の固定資産税について」 の下に「平

成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十一条の二第一項第二号イ中「について」 の 下 に 「平成二十六年改正前の地方税法」 を加え、

同号口中 「平成二十五年度分の固定資産税について」の下に 「平成二十六年改正前の地方税法」 を加え、

同 項第三号ロ及び同条第二項の表附則第十八条第六項第四号の項中「同年度分の固定資産税について」の

下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十五条の三第二項第三号ロ及び第四項第三号ロ中 「固定資産税について」 の下に「平成二十六

年改正前の地方税法」を加える。

附則第二十七条の四の二第一項第二号イ中 「について」 の下に「平成二十六年改正前の地方税法」 を加

え、 え、 同項第三号口 同号口中 「平成二十五年度分の 及 び 同条第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 固定資産税について」の下に 表附則第十八条第六項第四号の 「平成二十六年改正 項中 「同年度分の 固定資産税について 前の地方税法」 を加

」の下に「平成二十六年改正前の地方税法」を加える。

第二号に規定する情 域として指定された地 日」を「平成二十八年三月三十一日」に、 一条第二項第二号に規定する国際物流 を 附則第三十三条第二項中「第二十八条第一項の規定により情報通信産業振興地域として指定された地域 「第二十九条第一項に規定する提出情 報 域」 通 信産業振 を 「に規定する提出国際物 興 (地域」 拠点産業集積 「平成二十六年分」を「平成二十八年分」に改める。 に改め、 報通信産業振興計 同 地 流 域」に改め、 条第四項中 说拠点産 画において定められた同法第二十八条第二項 業 集積 「の規定に 同条第五項中 計 画 に おい より て定め 国 「平成二十六年六月三十 際物 5 流拠点産業集 れ た同 法第四· 積地 干

附則第三十三条の三第四項及び第八項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一

日」に改める。

附則第三十四条の二第一項、 第二項、 第四項及び第五項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に

改める。

村 式 第二号に しく つい 民 等と同 附則第三十五 ては、 税 は 遺  $\mathcal{O}$ 撂 所 贈 げげ 銘 当該 得 に る贈り 柄 ょ 割 贈 条 り  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 株 与 納 与 払 が 三 又 又 出 税 式等を取得したも は は 義 の二第二 し 務者 相続 相続若 が あ 12 若 0 しく 項 L た 0 Š 非 中 7 は 7 は 課 取 のと 遺 遺 は 税 贈 贈 得  $\Box$ 当該 に をし  $\mathcal{O}$ 座 時 より を加え、 内 たも に、 上場 贈 与 払 そ 又 出 株  $\mathcal{O}$ کے Oは しが 同 式 · 条第 払出 等 相 0) 続 あ を し時 若 つた 五. 取 下 項 得 に L Š 非 中 0) l 課 金額をもつて当該 は た 取 同 遺 税 道 贈 得をしたも 項 府  $\Box$ 座 県 第二号に  $\mathcal{O}$ 內上場 時 民 に、 税  $\mathcal{O}$ のと その 掲 株 所 式 得 げ 非 等 課 る贈 払 割 を取 出 0) 税  $\mathcal{O}$ 下 与 納 L  $\Box$ 得 に 時 座 又 税 内 義 は  $\mathcal{O}$ L た 金 上 務 相 額 市 同 場 者 続 を 株 町 項 に 若

ŧ

つて

当

該

非

課

税

座

内

上

場

株

式

等

と

同

銘

柄

 $\mathcal{O}$ 

株

式

等

を取

得

L

たも

のと

を加

え

る。

条」 ま 附 <u>\\ \</u> でを削 登 則 附 第十 を 崱 記 という。 第 「第 り、 という。 五条第二十二項」 匹 <del>十</del> 五. 第九 項及び第 条第 \_ 頃を第六項とし、 及び 八項」 を削 項 \_ 中 (第十一項及び第十三項にお を り、 に改 第 「附則第 五. 第十 め、 項 第十二 まで 同 + 項 項 条第三 及 五条第二十項」 を第七項とし、 及 び 第九 び 第十 一項中 項」 匹 項」 7 を (第十 に改 7 「第 第 を 特 め、 六項 + 一項及び第十三 「 第 定 ま 八 同 項から第十三項 で 般財団 項」 条第 に 匹 に 改 項 法 改 一項に 中 め、 人 め、 という。 ま 同 お 同 (第十一 でを 条中 ζ, 条第 7 削 第 「特定 り、 項中 項 六 \_ に 項 第十 を か お 「以下この 般社 削 6 7 第 7 り、 兀 項 寸 八 一設 を 法 項

第八項とし、 第十五百 項を第九項とし、 同 条第十六項中 「附則第四 十一 条第十五 項」 を 「附則第四 <del>-</del> 条第

九項」に改め、同項を同条第十項とする。

附則第四十二条中第四 項を第五項とし、 第三項を第四項とし、 第二項の次に次の一項を加える。

3 道 府県民税の所得割 の納税義務者又は第三十四条第一項第一号に規定する親族 の有する同号に規定す

る資産 が 東 日 本大震災により損壊し、 又はその価 値 が 減少した場合その他 東日本大震災により 当該資 産

を使 用することが 困 「難とな つた場合にお 7 て、 東日 本大震災に 関 連する次に掲 げる支出その他 これ 5 に

類す る支出 (以下この 項 E な 1 7 「震 災 関 連 原状 回 復支出」 という。 に つい て 東日 本大震 災 カコ ら  $\mathcal{O}$ 復

興  $\widehat{\mathcal{O}}$ た  $\otimes$ 0) 事 業  $\mathcal{O}$ 状 況 その 他 のや 、むを得り な 7 事 情 に より Z の災害 のやんだ日 (T) <u> </u> 日 から三年 を 経 過 L た

日  $\mathcal{O}$ 前 日までにすることができなか つた道府県民税の 所得割 の納 税義務者が、 当該 事 情 がや N だ 日  $\mathcal{O}$ 翌

日 から三年を経過した日の 前 日までに震災関連原状回復支出をしたときは、 当該 震災関連原 状 回 復 支 出

をし た場合は 同号に規定する政令で定め るやむを得ない 支出をした場合と、 当該 震災 関 連 原 状 回 復 支出

をし た金額 は 同 |号に 規 定する支出 をした金額と、 当 該 震災 関 連 原状回 [復支出] を L た 金 額 ( 保 険 金 損 害

賠償 金その 他これらに類するもの により埋 一めら れ た部分の 金額を除 <\_ ° は同号イ に規定する災害 関 連

支出 の金額とそれぞれみなして、 同条第一 項 (第一号に係る部分に限 る。 の規定を適用する。

- 災害により生じた土砂そ 0 他  $\mathcal{O}$ 障 害 物 を除去す るため の支出
- 定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。 当該資産の原状 回復のための支出 (当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で
- 三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

附則第四十二条に次の一項を加える。

規定す

る資産

が東日・

本大震災により損壊し、

又はその

価

値が

減少した場合その他

東日・

本大震災に

より

当

6 市 町 村 民 税  $\mathcal{O}$ 所得 割  $\mathcal{O}$ 納 税 義務者又は第三百十四条の二第一 項第一号に規定する親族 の有する同 号に

該資産を使用することが困難となつた場合において、 東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他こ

れ らに類する支出 (以下この項において 「震災関連原状回復支出」という。)に つい て東日本大震災 カ

5  $\bar{O}$ 復 興  $\mathcal{O}$ ため のの事 業 の状況その 他 のや むを得な 7 事 情によりその災害 のやんだ日  $\mathcal{O}$ 翌日 か ら三年を経

過 し た 日 0 前 日ま でにすることができな か つた市 町 村民 税  $\mathcal{O}$ 所 得割 の納 税 義務 者 が、 当該 事 情 が æ んだ

日 0 <u> </u> 日 から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回 復支出をしたときは、 当該震災関 ||連原状| 回

復支出 復支出 害関連支出の金額とそれぞれみなして、 損害 をし をし 賠償金その他これらに類するものにより埋められた部 た金 た場合は 額 は 同 同 号に .号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、 規定する支出をした金 同条第一項 一額と、 ( 第 一 当 該 号に係る部分に限る。 分の金額を除く。) 震災関 連 原状 口 [復支 は 出 īをし 当該震災 の規定を適用する。 同 一号イ た に規定する災 金 関 額 連 ( 保 原 状 険 回 金

- 災害により生じた土砂その 他 <u>(</u>つ 障 害 物 を除去す るため の支出
- 定めるところにより 当該: 資 産  $\mathcal{O}$ 原状 口 -復 の 計 <u>算</u> ため さ れ る  $\mathcal{O}$ 支出 金 額 12 (当該災害に 相当す る 部 分の より生じた当該資産に係る損失の 支出を除 金額として政令で
- 三 当 該 資 産  $\mathcal{O}$ 損 壊 又 は そ  $\mathcal{O}$ 価 値  $\mathcal{O}$ 減少 を防・ 止するため Ó 支出

を 附 附則第四十四条第一項中 則第四 十四条第七 項」 に改め、 第四 項」 同項を同条第七項とし、 を \_° 第五項」 に改り め、 同条第五項中 同条第六項中 附 「附則第四十四条第六項」 則第四十四 [条第 五 項」 を

附 則 第 匹 十四条第六項」に改 め、 同 項 を同 条第六項とし、 同 条第四 項 中 附 則第 匹 十 ·四条第四 項 を

附 則第 兀 + 匝 **|条第|** 五 項」 に 改 め、 同 項 を 同 · 条第 · 五項とし、 同 条第三項  $\mathcal{O}$ 次 に · 次 の 項 を 加加 える。

4 そ  $\mathcal{O}$ 有す る事 業 用 資産 (震災特 例 法第七 条第七 項に規定する事 業用資産 をいう。 以下この項に お 1 7

同 ľ が 東日本大震災によ り損 、壊し、 又はその価 値 が 減 少し た場 合その 他 東 日 本大震災によ の当 該 事

業用 資 産 を業務 0 用 に供することが 困 |難とな つた場 合に おお 7 て、 東 日 本 大 八震災に記 . 関 連す る次に 掲 げ る 費

用その他これらに類する費用 (以下この項において 「震災関連 原状回復費用」という。) に つ ١ ر --東 日

本大震災からの復興のための事業の状況その他のや むを得ない事情によりその災害のやんだ日 (T) 翌日 か

ら三年を経過 した日  $\mathcal{O}$ 前 日 までにその支出をすることができなかつた道府県民税 の所 得 割 0 納 税 義 務者

が、 当該 事 , 情 が Þ んだ 日  $\mathcal{O}$ 翌 日 から三年を経過した日の 前 日までに震災関 連 原 状 回 . 復 費 角 の支 出 を した

ときは、 当 該 支出、 を L た 金 額 は 第三十二条第一 十項 E 規定する る災害に関連するやむを得な 1 支出 I で 政 今でで

定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

一 当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三 当 該 事 業用資 産  $\mathcal{O}$ 損壊 又 人はその 価 値  $\mathcal{O}$ 減少を防 止するため の費用

附則第四十四条に次の一項を加える。

8 そ  $\mathcal{O}$ 有 す る事 業 用 資産 (震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。 以下この項に お 7

同 ľ が 東日本大震災によ り損 、壊し、 又はその 価 値 が 減 少し ) た場 合その 他 東 日 本大震災によ の当 該 事

業用 資 産 を業務 0) 用 に供することが 困 |難とな つた場 合に お 7 て、 東 日 本 大 八震災に記 . 関 連す る次に 掲 げ る 費

用その他これらに類する費用 (以下この項において 「震災関連 原状回復費用」という。) に つ ٧Ì · 東 日

本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日 (T) 翌日 か

ら三年を経過 した日 0 前 日までにその支出をすることができなかつた市 町 ,村民 税 の所 得 割 0 納 税 義 務 者

が、 当該 事 , 情 が Þ んだ 日 0 翌 日 から三年 -を経過 L た 日  $\mathcal{O}$ 前 日までに震災関 連 原 状 回 復 費 角 の支 出 を した

ときは、 当 該 支出、 を L した 金 額 は 第三百 十三条第十項 に規定する災害に関連するやむを得ない支出 で政令

で定め るも  $\mathcal{O}$ 0 金額とみなし て、 同 条第 九 項の 規定 を適 用 でする。

災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二 当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三 当 該 事 業用資 産  $\mathcal{O}$ 損壊 又はその 価 値  $\mathcal{O}$ 減少を防 止す るため の費用

附則第I 五. + 条 の二第 項 及 び第五 十二条第 項 から第三項までの規定中 「平成二十六年三月三十一日

を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五 十四条第一 項中 平成二十三年度から平成二十五 年度までの各年度分 の自 動 車 税 に 限 9 を

削 「いう。)を」 の 下 に 次の 各号に掲げる期間に」 を、 っか かわらず、」の下に「それぞれ当該

各

号に定める年度分の」を加え、 同項に次の各号を加える。

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間

平成二十六年度分

平成二十六年四月一 日から平成二十七年三月三十一日までの期間 平成二十六年度分及び平成二十

七年度分

三 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十七年度分及び平成二十

八年度分

附則第五 十四条第二項中「、平成二十四年度分及び平成二十五年度分の自動車税に限り」及び 「同項各

号に規定する自 1動車持 出 困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十六年三月三十一日 までの 間

に を削 り、 「いう。)を」 の 下 に 「前項各号に掲げる期間 に を、 カか かわらず、 \_ の下に「それぞれ

当該各号に定める年度分の」 を加 え、 同 条第三項 中 同 項に」を 「第一項各号に掲げ る期 間 に 取 得された

同条第三項に」に、 「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」 を「当該各号に定める年度分」 に改める。

附則第 五. 十五 条 0) 見出 L 中 平 成二十五 一年度」 を 平 成二十六 年度」 に改 め、 同 条第 四 項 中 第 十五 条

 $\mathcal{O}$ 九 を 「第十 五 条 の十」に、 この 項、 第六 、項及び 第七 項並 び に を この 条及び」 に改 め、 同 条第 七

項に次の二号を加える。

五. 平成二十六年度課税土地等 第一 項の規定により公示された区域内に所在する土地及び当該区域内

に平成二十六年度に係る賦課期 日に お 7 て所在する家屋のうち、 次に掲げるも のをいう。

イ 平成二十五年度課税土地等であつたもの

口 平 成二十五 年 度 (課税· 土 地 等 以 外  $\mathcal{O}$ 土 地 及び 家 屋 のうち、 市 町 村 長 が、 平成 二十六年 一度に 係 る 賦

課

期 日 に お け る当 該 土地 又 は家屋 の使 用 状 況、 当 該 土 地 又は 家 屋 が 所在する 区 域 及び そ  $\overline{\mathcal{O}}$ 周 辺 に お け

る社会資本の復旧 の状 況、 当該 土地 又は家屋が所在する区域及びその周辺に お ける市 町 村 に ょ る役

務 の提 供 の状 況その他当該 土地又は家屋に関する状況を総合的に勘案 Ļ 当該. 土地又は 家屋 に係 る

固 定資 産 税 額又 は 都市 計 画 税 額 を減 額 せずに平 成二十六年度分の固定資産税 又は 都 市 計 画 税 を課 す

ることが適当と認めるものとして指定して公示したもの

六 平成二十六年度二分の一 減 級額課税-土 地等 第 項の 規定により公示された区域内に所在する土 地 及

び当該区域内に平成二十六年度に係る賦 課期 日に おい て所在する家屋 (平成二十六年度課税土地等を

除く。)のうち、次に掲げるものをいう。

イ 平成二十五年度二分の一減額課税土地等であつたもの

口 平成二十五年度二分の一減額課税土地等以外の土地及び家屋のうち、市町村長が、 平成二十六年

度に係る賦課期 日における当該土地又は家屋 の使用状況、 当該土地又は家屋が所在する区域及びそ

 $\mathcal{O}$ 周 辺 に お ける社会資本 (T) 復旧 の状況、 当該土 地又は家屋 がが 所在する区域及びその 周 辺 に お ける市

町 村に よる役務 の提供 の状況その他当該土地 又は家屋 に関する状況を総合的 に勘案 し、 当 該 土 地 又

は家屋に係る固定資産 税 額又は都市計 三画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地 又は家 È

に係る固定資産税額又は都市計画税額 から減額して平成二十六年度分の固定資産税又は都市計 画税

を課することが適当と認めるものとして指定して公示したもの

附則第 五十五条中第七項を第九項とし、 第六項の次に次の二項を加える。

7 市 町 村 は、 第一 項  $\mathcal{O}$ 規定に、 より公示された区域内 に 所在する土地及び当該区域内に平成二十六年度に

係る賦課期日において所在する家屋 (平成二十六年度課税土地等及び平成二十六年度二分の一 減額課税

土地等を除く。)に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一 項の規定にかかわらず、

年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

8 市町村は、 平成二十六年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成二十六年度二分の一減額課税

土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該平成二十六年度二

分の一 減額課税土地等に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

を 附則第 「第二十七項」 五. 十六条第十 に改 め、 項中 同 条第十四項中 「第十五条の 九 「第十五条の九」 を 「第十五条の十」 を「第十五条の十」 に改め、 同条第十二項中 に改め、 同条第十五項中 「第三十項」

「第三十項」を「第二十七項」に改める。

附則第五十六条の二第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第五十七条第一項中「、 平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税 に限り」

を削り、 「同じ。)を」 の下に「次の各号に掲げる期間に」 を、 「かかわらず、」 の 下 に 「それぞれ当該

各号に定める年度分の」を加え、同項に次の各号を加える。

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間 平成二十六年度分

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの 期間 平成二十六年度分及び平成二十

## 七 年度分

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十七年度分及び平成二十

## 八年度分

げる期 公示が び平成二十五年度分の軽自動車税に限り」及び「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨 当該各号に定める年度分の」 を削り、 らず、 附則第一  $\mathcal{O}$ 軽 あ 間 自 」の下に「それぞれ当該各号に定める年度分の」を加え、同条第四項中 五十七 項 中 に 取 つた日から平成二十五 動 「二輪自動車等を」 車 得 税 同 に限り」 条第二項中「、平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分の軽自動車税に限り」 た 項に規定する自動 に改め、 を削 を加 の 下 に り、 年四月一日までの間に」 カ え、 「小型特殊自動車を」 東持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から平成二十五年四月 かわらず、 「前項各号に掲げる期間 同 条第三項中 \_ の 下 に を削り、 の下に「第一項各号に掲げる期間 平成二十三年度か 「それぞれ当該各号に定め [] を、 「の取得をした」 カ ら平成二十五年度までの かわらず、 を る年度分の」 \_ 平成二十四年度分及 「を第一項各号に掲 の 下 に に を、 「それぞれ を加い 各年 カ え、  $\mathcal{O}$ 度 カン

わ

分

同

· 条第

五.

た 得 年 分 年 取 年 成二十四年 る 中 同 -度分 -度分」 -度分」 得し を第 0 期 をし 日 日 同 を 軽 間 から平成二十五 ま たし た で *(*) 自 に 日  $\bigcup$ に改 後」 項各号に掲げ 動 を 取 か 0) を第 を加 に 得 度分及び平成二十五 車 間 ら平成二十五 当 め、 改 に 税 を え、 た め、 に限り」 該 「を 項各 を削 同 各号に に、 年四 同 条 取 っか 号に 条第九 る期間 り、 第六項中 得 定定め 及び 月一 年 か した後 应 わ 掲  $\mathcal{O}$ 日 げ 項 に取 る年度分」 取 月 らず、」 同 得を までの 0) る期 中 年度分」 <del>\_</del> 日 に、 取 得した」 日から平 同 い得をし までの 平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽 間 間 た後」 の 下 に 日 に 平 を に改 に 取 カゝ -成二十 ら 平 に改め、 た 間 得 成二十四年 「当該各号に定める年度分」 を削 め、 を に L 「それぞれ当該各号に定める年度分の」 たし を 成二十五 「を取り を削 五. り、 同  $\bigcup$ に、 年四 条 第八 を第 得 か り、 度分及び平  $\overline{\mathcal{O}}$ 月一 年 カン L  $\overline{\mathcal{O}}$ 应 わ 入 項 中 た後」 取得をした」を  $\bigcup$ らず、 月一 日までの 項 取  $\mathcal{O}$ 得 各号に 日ま に、 をし 取得をし 成二十五 \_ 平 掲げ た 間 の 下 に 成二十 で 「平成」 後\_ に改  $\mathcal{O}$ に たし 間 年 る 「を第一 いめる。 を削り -四年 -度分」 を 期 に 二十四年 「それぞれ当該 を 間 「を取 を削 り、 度分及び 自 に  $\bigcup$ を 取 項各号に掲 動 得し り、 を第 得 度 を加え、 車 当 分 .税に  $\mathcal{O}$ L た後」 平 たし 取得をした」 及 該  $\bigcup$ 項 限り」 ·成二十 び 平 各号に定 各号に に、 各  $\mathcal{O}$ げ 同 号に る期 に、 成 条第 取 及 · 定 得 <u>二</u> 十 五. 間 を め 年 掲 び 8 0) 七 平 を る 度 五 げ 取 項 に る

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第十七 条の 几 第一項第一号中 「第七十二条の十八」を「第七十二条の十八第一項」 に改

第二十条の九の三第六項中「第五十三条第十二項若しくは第三百二十一条の八第十二項に規定する」を

「第五十三条第十二項第一号若しくは第三百二十一条の八第十二項第一号に規定する内国法人の控除対象

還付法· 人税額、 第五十三条第十二項第二号若しくは第三百二十一条の八第十二項第二号に規定する外国法

人の 恒 久的 施設帰 属 所得に係る控除対象還付法 人税額、 第五十三条第十二項第三号若しくは第三百二十一

条の 八第十二項第三号に規定する外国 法 人の 恒久的: 施 設 い非帰! 属所得に係る」に、 「第七十二条の二十三第

二項」を「第七十二条の二十三第四項」に改める。

第二十三条第一項第三号を次のように改める。

三 法人税割 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める道府県民税をいう。

イ この 法 律 の施 行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この節 において

内 国法 人」という。 法人税額又は 6個別帰1 属法 L 人税額: を課税標準として課する道 府 県 民税

口 この 法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節 にお いて

「外国法人」という。 次に掲げる法人税額の区分ごとに、 当該法人税額を課税標準として課す

る道府県民税

- (1)法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額
- (2)法人税法第百四十一 条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

第二十三条第一項第四号を次のように改める。

次に掲げる法人の区分に応じ、

それぞれ次に定める額をいう。

匹

法人税額

イ 内 玉 法 人 法 人税法その他の法 人税に関する法令の規定によつて計算した法 乙人税額 法 人税法第

八十一条の十九第 一項 (同法第八十一条の二十第一項の規定が適用される場合を含む。) 及び 第八

十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)で、法人税法第六十八条 **(**租

税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六号)第三条の三第五項、 第六条第三項、 第八条の三第五

項、 第九 条の二第四項、 第四十一条の九第四項、 第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の

二第七 項 への規・ 定に より 読 み替えて適用 する場合を含む。)、 第六十九条及び第七十条並 び に 租 税特

別措置 法第四十二条の四、 第四十二条の十 (第一項、 第六項、 第八項、 第 九項及び第十四 ]項を除、 <

項及び第十六項を除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、 の十二の四及び第四十二条の十二の五 第四十二条の十二の二(第一項、 第四十二条の十一 (第一項、 第六 (第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、 第三項 傾か ら第八項まで及び第十三項を除く。)、 へから第一 五項まで及び第八項を除く。)、 法人税に係る延滞税、 第四 第 四 利子税、 十二条の 第十四

過少申

告加算税、

無申告加算税及び重加算税

の額を含まないものとする。

口 第 第四項、 兀 に る場合を含む。) て適用する場合を含む。)において準用する法人税法第六十八条 一項、 十一条の十二第四 よつて計算 外 国 法 第六項、 第四十一 人 次に ĺ た法人税額で、 掲げ 第八 及び第百四十四条の二並びに 条の十二第四項及び第四十一 項、 項 る国内 第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二 第九 源 パ項及び: 法 泉所得の区分ごとに、 人税 法第 ) 第 十四項を除く。 百 兀 租税特別 十四四 条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用 条 法人税法その 別措置法第四十二条の **(**租 税 光特別措 開 第四 十二条の十 (租税特別措置法第四十 置 他 の法・ 法第 |項の規定により読み替え 匹 人税に関する法令の規定 匹 <u>.</u> 十 一 ( 第 第四 条 Ď 項、 九 十二条の十 第 第六項 四 条 項、 0) 第 か す 九

ら第八項まで及び第十三項を除く。)、

第四十二条の十二、

第四十二条の十二の二(第一項、

第三

項から第五項まで及び第八項を除く。)、 第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五 第一

項 か ら第六項まで、 第十 項から第十二項まで、 第十四項及び第十六項を除く。)の 規定  $\mathcal{O}$ 適 用を受

ける前のものをいい、 法人税に係る延滞税、 利子税、 過少申告加算税、 無申告加算税及び重加算税

の額を含まないものとする。

① 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2) 法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

第二十四条第三項中

この

法

律の

施

行

地

に本店又は

主たる事務所若

しくは事業所を有る

しない法人

(以 下

外国法人」という。)」を「外国法人」に、 「その事業が行われる場所で政令で定めるもの」を 「恒久

的 施設 (法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。) しに

改める。

第三十二条第十一項中 「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を 「同法第二十八

条第二項に規定する給与 所得控除額の二分の に相当する金額」 に改め、 同項各号を削る。

第三十七条の三中 「相当する税 の 下 に 「所得税法第二条第一 項第五号に規定する非居住者であつた

号に 期 間 掲 を有する者の当該 げ る国 内 源 泉 所得につき外国 期 間 内 に 生じた所得につき課され (T) 法 令に より課され えるも るも のに 0) にこ 限る。 あつては、 を、 同法第百六十一 控 除 限 度額」 条 0) 第 下 項 第 に 万及

第五十二条第四項中 「除く。)」 0) 下に 「又は第百四十四条の三第一項 (同法第百四十四条の四第 項

び

同

|法第百六十五条の六第一項

の控

除限度額の合計

額

を加える。

 $\mathcal{O}$ 

規定が

適用され

る場合を除く。)」

を加える。

の三第 r. 兀 で + 几 る場合を含む。 十五 · 条 第 四条の三第一 を除き、 第五 又は第百 条 十三条第 項」 項 12 この お 同 を 1 山田十四名 項 節 法 7 準 項 中 にお 第 (同法第百四十四 を 第七 甪 百 条 7 す 兀  $\overline{\phantom{a}}$ 「 及 び の方が んる場 十四四 て同じ。 + 第八十九条 应 同法第一 条 第 条 第 合を含 0 一項」に、 兀 <del>人</del> 項、 む。 第 百 を削 の四 兀 (同法第百四十五条の五 第百 項 以 下 + 第 り、 五  $\mathcal{O}$ 「又は第 条にお 匹 規 第 一項の規定が適用される場合を含む。 十四四 定が 五. 「又は 項、 八十八 条 適 いてこれら の三 第八 用される 第九 第 条 十 項、 る場  $\mathcal{O}$ 九 規定」 第十二 0 項又は第百 条 において準用する場合を含む。)、 規定 合を除く。 (同 五. を 法第 項 を準用する場合」 及び 匹 百 十四四 匹 第八十八条又は第 第二十五 0 十 規 条 五. の六第 条の 定 以下この節 項 及び 五. に、 から第二十 に 項」 お 又 百 にこ 1 (同法第百 に、 お 四十四 は 7 準 Ė 第 第 1 甪 七 て同 百 項 又 + 条 四 す ま

条第一 た法 個 る法 + とする」 人 する場合を含む。)」 が は る場合には、  $\mathcal{O}$ 同 第八 別 五. 税 適用される場合に限る。)若しくは第百四十四条の六第一項」に、 四条第一項」を 法 第 帰 第 額 人 人 項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額が 十八条の 税 属 五. 税 七  $\mathcal{O}$ 課税標準の算定 項、 を 額 特 額 十一条第一項」 莂 又 「次の各号に掲げ (以下この 控除 は 政令で定める額を控除した額) 第四十二条の六第十二項、 申告 個 別 取 「、第七十四条第一項、 戻税 書 帰 を 項 属 期 額等が を か の 下 に 法 「又は第百四十四 間 5 人 第 る法 税 又 第八十八条又は第百 + は ある場合には、 額 「又は第百 当 匝 人の区分に応じ、 カン 該 項 5 連 ŧ 第四 でに 当 結 該 法 第百四十四条の三第一項 条の十三」 兀 又は当該個 干 一十二条 法 お 人 应 税 人税 政令で定め 1 7 額 条 四十四 それぞれ当該各号に定めるところによるものとする」 Ò 額 0 の三第一 に、 控除 九第四 課税標準 **当** 別帰属法人税額 該 \_ 条 る額を控除 対 「これらの規定によつて申告納 象還 の三第 項、 法 項」 0 人 付法 税 算 を加 第四十二条の十二の三第 定 額 (同法第百四十四条の 項 人税額」 期 え、 12 L 「(同法第百四十五条に た額)  $\widehat{\mathcal{O}}$ 間 つ (当該個 申 7 に 同 - 告書」 係 . 条第· 7 を限 という。 租 る法 別帰属法 税 十二項中 特 度として、 人税 に改め、 莂 措 割 を控 四第 人税額 五項、 置法 付すべ  $\mathcal{O}$ 若 課 こ S第四· 除 お しく 税 還付を受け き当 |標準 項の おお するも について 第六十二 7 . て 準 十二条 は いて、 規定 とな 第七 該 あ 甪  $\overline{\mathcal{O}}$ 法

に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

する。 税額 別控 する法人税額の還付を受けた外国法人 令で定め 条の三第一 税額から、  $\mathcal{O}$ の六第十二項、 又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人 法 法人税法 法 人税 除 人税法第 (以下この項から第十四項までにおいて「内国法人の控除対象還付法人税額」という。) この場合において、 取 割 戻税額等がある場合には、 る額を控除 第百四 当該法人税額 項若しくは第八項又は第六十三条第 の課税標準とすべき法 八十 第四十二条の九第四項、 + 条の規定によつて法 一四条の十三の規定に した額 (当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第五項、 内国法人の控除対象還付法人税額は、 又は当該 人税 政令で定める額を控除 人税額 額 個 以は個 第四十二条の十二の三第五項、 別帰属法 第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納 よつて同 の還付を受けた内国法人 別帰 法第百 人税 項の 属法 規定により加算 額 匹 人税額について控除されなか **当** 十一 した額) 該 修個別帰1 条第一 前事業年度又は前連結事業年度以前 を限度として、 号イに掲 属法人税 された金 第一 第六十二条第一項、 項、 額が げげ 額 Ś 第四 に 玉 還付を受け ある場 0 へつた額 1 項、 内 源 て **愛合に** 第四十二条 個 第二十二項 泉 E 別 所得 第六十二 を控除 た法 . 限 は、 帰 に る。 属 人 政 付 対 特

帰属 的 限度として、 すべき法人税割 は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、 (当該 施 設 所得に係る控除対象還付法人税額」という。) 法 帰 属 人税額に 所得 還付を受けた法人税額(以下この項から第十四項までにおいて「外国法人の恒 に係 の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額 つ 1 る控 、 て 租 除 税特 対象還付法 :別措置法第六十二条第一 人税額 は 前 を控除する。 事業年度以前 項、 第六十二条の三第一項若 の法 この場合にお 政令で定める額を控除 人税割 の課税標準とすべき法 いて、 いから、 外国 しく 当 法 は 該 した額) 人の 第 法 |久的施 八項又 人税額 恒 を 人 久 設

三 限度として、還付を受けた法人税額 は第六十三条第 すべき法人税割 する法人税額の還付を受けた外国法人 (当該法 法人税法第百四十四条の十三の 人税額に の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、 項 つい  $\bigcirc$ て租 規定 税特 に ょ 別措置 り 加 規定によつて同法第百四十一 算された金 (以下この項から第十四項までにおいて 法第六十二条第一 第一項、第二十二項又は第二十三項の規定によつて申告納付 額 が ある場合には 項、 第六十二条の三第 条第一号ロに掲げる国内源泉所得 政令で定め 「外国法人の恒 る額を控除 一項若しくは第 当該法 L た 額) 八項又 人税額 に を 対

税

額 に

**つ** 

7

、て控除・

され

なか

つた額

に限

る。

久的

施

設

非 帰 属 所 得 に 係 る 控 除 対 象 還 付 法 人税 額 とい う。 を控 除 する。 こ の 場合 に お 1 て、 外 玉 法 人  $\mathcal{O}$ 恒

久 的 施 設 非 帰 属 所 得 に 係 る 控 除 対 象還 付 法 人 税 額 は、 前 事 業 年 度 以 前  $\mathcal{O}$ 法 人 税 割  $\mathcal{O}$ 課 税 標 準 とす ベ き

法人税額について控除されなかつた額に限る。

第五十三条第十三項 中  $\neg$ (同 法第 百 匹 + 五 一条にお *\*\ · て 準 用する場合を含む。 以下この 頃にお 7 . T 同 ľ

を 「又は 第 百 兀 + 匹 条 の十三 に改り め、 同 法 第 八十条」 の下に 「又は 第 百 匹 干 匝 条 0 十三 を加 え

 $\bigcup_{i=1}^{n}$ 控 除 対 象 還 付 法 人 税 額 を  $\mathcal{O}$ 内 玉 法 人の 控 除 対 象還 付 法 人税 額、 外 玉 法 人  $\mathcal{O}$ 恒 久 的 施 設 帰 属 所 得

に 係 る 控 除 対 象 還 付 法 人 税 額 又 は 外 玉 法 人  $\mathcal{O}$ 恒 久 的 施 設 非 帰 属 所 得 に 係 る 控 除 対 象 還 付 法 人 税 額 に、

該 前 九 年 内 事 業 年 度に 係 る 控 除 未 済 還 付 法 人 税 額 (当 該 他  $\mathcal{O}$ 法 人 に 株 主 等 が二 以 上 あ る 場 合 に は 当 該

控 除 未 済 還 付 法 人税 額 を当該 他  $\mathcal{O}$ 法 人の 発行 済株 式 又は 出 資 **当** 該 他 0 法 人が 有 す る自 己  $\mathcal{O}$ 株 式 又 は 出 資

を 除  $\mathcal{O}$ 総 数 又は 総 額 で除 し、 これ に当該は 法 人の 有する当該 他  $\mathcal{O}$ 法 人 0) 株式 又 は 出 資  $\mathcal{O}$ 数 又 は 金 額 を

乗じて 計 算 Ü た 金 額) は、 そ れ ぞれ当該控 除 未 済 還 付 法 人 税 額 12 係 る 前 九 年 内 事 業 年 度 開 始  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 属 す る

該 法 人  $\mathcal{O}$ 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業年 度 **当** 該 法 人  $\mathcal{O}$ 合 併 等 事 業 年 · 度等 開 始  $\mathcal{O}$ 日 以 後 12 開 始 L た当 該 被 合 併

法 人等  $\mathcal{O}$ 前 九 年 内 事 業 年 ・度に 係 る控 除 未 済還 付付 法 人税 額 12 あ 0 て は、 当 該 合併等事業年 度等  $\mathcal{O}$ 前 事 業 年 度

じ、 又は それ 前 連結 ぞれ 事 当該 業年度) 各号に に係る控 定めるところによる」 除 対 象還付 法 .人税額とみなす」を に改 め、 同 項 に 次  $\mathcal{O}$ 次 各号を の各号に掲げる当該法 加 える。 人の 区 一分に応

は、 開 年内 式 る自 る場合には、 又 内国法人 始 当該合併等事  $\mathcal{O}$ 事 は 己の株式 出 日 業 年 以 資 後 度開  $\mathcal{O}$ 当該 に 数 又は 当該控除未済還付法 開 又 始 業年度等 は 前 始 出資を除く。)  $\mathcal{O}$ L 金額を乗じて計算 九年内事業年度に係る控除未済還付 日 た当  $\mathcal{O}$ 属 該被 の前事業年度又は前連結事業年度) する当該 公合併法 の総数 人税額を当該 法 人等 人 L 0 た金額) 又は総額で除し、  $\mathcal{O}$ 事 前 業 他 年 九 1の法・ 年 度又 は、 内 は 事 それぞれ 人の 業年 法 連 これに当該 人税額 結 発行済株式又は出資 度に係 事 , 当該: に係る内国法 · 業 年 (当該他の法 控除 る控 度 法 (当該 未済還 除 人の有 未 人の控除対象還 済 法 還 付 人の する当該 人に株主等が二 (当該 法 付 合 法 人税 他 併 人税 額 の法 等 他 事 12  $\mathcal{O}$ 額 付付 に 業年 係 法 人が 以上 法 あ 人の る 人税 つて 度 前 有 株 あ 等 す 九

る自 る場合に 外国法· 己 0) 株式 人 は、 当該 又は 当該 控 前 出資を除く。 除 九年 未 内事 済 還付 業年度に係る控除 法 人税 の総数又は総額で除 額 を当該 他 未  $\mathcal{O}$ 済還付法 法 Ļ 人  $\mathcal{O}$ 人税 これに当該法人の有する当該 発行済株 額 (当 式 又 該 他 は 出  $\mathcal{O}$ 資 法 人に (当該 株主等 他 他  $\mathcal{O}$ 法 が 0) 法 人 以上 が 人 0 有 株 あ す

額とみなす。

式 又 は 出 資 0 数 又は 金額 を乗じて計算 ĺ た金額) のうち、 法 人税法第 百 四十四四 条の 十三 ( 第 項 第

係る 号に 前 係 る部 九 年内事業年 分に 限 る。 · 度 開 始 0) 0) 規定によつ 日  $\mathcal{O}$ 属する当該法 て還付を受け 人の事業 たも 年度  $\mathcal{O}$ は、 (当該法 そ れ ぞ 人の合併等事 れ 当該 控 除 未 業年 済 還 度 等 付 法 開 人 税 始  $\mathcal{O}$ 額 日 に

以後に開 始 した当該被合併法人等 の前 九年内事業年度に係 る控除未済還付法 人税額にあ つては、 当 該

合併等事 業年度等  $\mathcal{O}$ 前事 · 業 年度) に係る外国法 人の 恒 久的 施 設帰 属 所得に係る 控除对象 象還: 付 法 人 税 額

とみなり Ľ 同 法 第 百 匹 + 兀 条の十三 (第 項第二号に係 る部 分 に . 限 る。  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ つて 還 付付 を受け

事 業 年 度 **当** 該 法 人  $\mathcal{O}$ )合併: 等 事 業 年 度等 開 始  $\mathcal{O}$ 日 以 後に 開 始 し た当 該 被 合併 法 人等  $\mathcal{O}$ 前 九 年 内 事 業 年 たも

0)

は、

そ

れぞ

れ

3当該:

控

除

未

済還

付

法

人税

額

に

係

. る 前

九

年

内

事

業

年

度

開

始

 $\mathcal{O}$ 

日

 $\mathcal{O}$ 

属

する当該

法

人

 $\mathcal{O}$ 

度に係る控除未済還付法 人税額にあつては、 当該合併等事業年 -度等 の前事業年 · 度 に係る外 国法 人の

恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

第五十三条第十四 項 中 法 人が」 0) 下 に 内 玉 法 人 0 控 除 対 象 還 付付 法 人税 額、 外 国 法 人の 恒 人的 施 設帰

属 所得 を 「当該 12 係 る控除 法人に係 対 る内 象 還 付 玉 法 法 人 人 (T) 税 控 額 除 又 対象還付 は 外 玉 法 法 人 人税  $\mathcal{O}$ 恒 久的 額、 外 施 玉 設 非 法 帰 人  $\mathcal{O}$ 属 恒 所 久 得 的 に 施設 係 る 帰 を加 属所得に係る控 え、 「当該 法 除 対 人  $\mathcal{O}$ 象

項」 還 の節 行法  $\mathcal{O}$ にお を加 下 に 人税 いて え、 乊又 額 は 又は 同条第二十四項中 「内国法人」という。 第 百 外 国 兀 + 法 兀 人の 条  $\mathcal{O}$ 恒 六第一 久的 この \_ 施設 法律 項」 を 非 を、 帰 の施行地に主たる事務 「内国法人」 属 所得に 「第七 (係る) <u>+</u> に改め、 条第一 に 改 所若. 項 め、 「相当する税 の 下 同 しくは事業所を有する法人 条第二十項中 に 「又は  $\bigcap$ の 下 に 第百 「第七 兀 + 外 <del>十</del> 四 兀 玉 条 法 条: の三 (以下こ 第 人にあ 第 項

税 に 割 限 る。 額  $\mathcal{O}$ を、 下に 「(外) 控 除 玉 限 度額」 法 人に あ 0 下 つ 7 に は 若 しく 法 人 税 は 同 法 第 法 第 百 四十 百 兀 + 条 第 匹 条 の二第 号イ に 項 掲 げ  $\mathcal{O}$ る 控 玉 除 内 限 度 源 額」 泉 所 を、 得 に 対 法 す 人 Ź

つては、

法

人税法第百三十八条第一

項第一号に掲げ

る国内

[源泉所]

得につき外国

の法:

令に

より課され

るも

 $\mathcal{O}$ 

に 法 人税 若 しくは 額 を課 第百四十 税 標準 とし 四条の六第一項」を加え、 て課す るも のに限り る。 \_ 同条第三十七項中 を加え、 同 条第二十六項 「第七 十一条第一項」 中 第 七 + 应 の 下 に 条第 項」 若 の 下

は 第百 四十四 条の三第一 項」 を加え、 同 条第一項」 を 「同法第七十一条第一項又は第百 匹 十四四 <del>人</del> の三第

項」 に 改 め、 同 条第三十八項 及び 第四· 十二項中 「第七十 应 条第 項 の 下 に 「又は第百四 十四四 · 条 の 六第

項」 を加 え、 第 百 兀 十 五. 条」 を 「第 百 兀 十 兀 条  $\mathcal{O}$ 八 に 改 8 る。

第五 + 兀 条第 項中 「限る。 \_ の 下 に 「又は」 同 法 第百 兀 + 兀 条 の 三 第 項のに 規定による法 人税 に係 る

申告書 同 法第百 兀 干 匹 |条の 四第一 項各号に掲げる事 ず項を記れ 載 l たも 0 に限 る。 \_ を加える。

三第一 当該 同 第五 の下に「又は第六十七条の十八第一項」を加え、 租 法 項 第六十六条 十五 税条約に規定する申立て」の下に「(租税特別措置法第六十六条 0 規定 条の二 の適 一第一  $\mathcal{O}$ 匹 用 項  $\mathcal{O}$ が 中 三第十一項又は第六十七条の十八第十項にお ある場合の 「第百三十 申立てに限る。)」を、 ·九条」 を 「第百三十 \_\_ 以下この項において同じ」を削り、 ·九条第一 「第六十六条の 項」 いて準 に 0 四第一項又は第六十六条の四 改 四第: 用する場合を含む。 め、 十七項第 「第六十六 一号」 条 「当局  $\mathcal{O}$ の 下 に 兀 次条第 第 に対 項  $\mathcal{O}$ L

項において同じ。)」を加える。

場合を含む。 第五十五 「第六十八条の八十八第十八項第一号」 条の 次条第一項において同じ。)」 兀 第一 項 中 「第六十八条の八十八第一 の 下 に を加える。 \_ (同法第六十八条の百七の二第十項におい 項 の 下 に 「又は第六十八条 の百七 の二第 て準用で 項 する を

申告書 第六十二条第 (同 法 第 百 項中 匹 + 匹 「限る。)」 条の 兀 第 の 下 に 項各号に 「又は同 掲 げ る 法第百 事 項 へを記り 四十四 載 ĺ たも 条 の三第 0) に 限 項の る。 \_ 規定による法人税に係る を 加 える。

第六十五 条第 項 中 「第七十四 匹 条第 項」 の 下 に 「又は第百四 十四 条 の六 第一 項 を加える。

第七十二条に次 の一号を加える。

五 恒 久的 施 設 次に 掲げ る もの を いう。

イ この 法律の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節 にお

1 て「外国法人」という。) 又はこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない · 個

人

 $\mathcal{O}$ 玉 内にある支店、 工場その 他事業を行う一定の場所で政令で定めるも  $\mathcal{O}$ 

口

外国

法

人又はこの

法律

 $\mathcal{O}$ 

施

行地に主たる事

務所若

しくは事

業所を有

L な

1

個

人の

玉

内

に

あ

る建設

作 業場 (外国法 人又はこの 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 地 に主た る事 務 所若 U くは 事 業所を有 L な 1 個 人 が 玉 内 に お

1 て 建設作業等 (建設、 据付け、 組立てその他 この作業 又はその作業  $\mathcal{O}$ 指 揮 監 督  $\mathcal{O}$ 役務  $\mathcal{O}$ 提 供 で 年

を超えて行われるものをいう。) を行う場所をい V. 当該外国法人又はこの法律の施 行地 に主 たる

事務所若しくは 事業所を有しない個 人の国内における当該建設作業等を含む。)

ハ 外国 法人又はこの 法律  $\mathcal{O}$ 施 行 地 に主たる事 務所若 しくは事 業所を有しな 1 個 人 が 国 内 に置く自己

 $\mathcal{O}$ た 8 に 契約、 を締結す Ś 権限  $\mathcal{O}$ ある者その他 これに準ずる者で政令で定める t  $\mathcal{O}$ 

第七十二条の二第六項中 「その事 業が行われる場所で政令で定めるも <u>の</u> を 「恒久的 施設」 に改める。

る。

第七十二条の十三第五項を次のように改める。

5

1

ては、

恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなつた場合にお

事業年度とみなし、 恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途にお いて恒 人的 施設を有 しないこ

この節の適用については、その有することとなつた日からその事業年度終了の日までの

期間

を

ととなつた場合にお いては、 この節 の適用については、 その事業年度開始の 日からその有しないことと

なつた日までの期間を一事業年度とみなす。

第七十二条の十七第二項中「本項」を「この項」に改め、 「金額」の下に「(これに準ずるものとして

政令で定めるものを含む。)」を加え、 同条第三項中「金額」の下に「(これに準ずるものとして政令で

定めるものを含む。)」を加える。

第七十二条の十八を次のように改める。

(単年度損益の算定の方法)

第七十二条の 十八 第七十二条 の十四 1の各 事 業年度の単 **中**度損 益は、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ

それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

連結申告法人 (法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。以下この節にお いて同じ

以外の内国法人 各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、 この法 律

又は・ 政令で特別 の定めをする場合を除くほか、 当該各事業年度の法 人税 の課税標準である所得の計算

の例によつて算定する。

連結 申 告法 人 各事業 年度終了の 日 の属する各連結事業年 度の 個 別 帰 属 益 金額 法 人税: 法 第八十

条の 十八八 第一 項に 規定する る 個 別 帰 属 益 金額をいう。 第七十二条の二十三において同じ。 か 5 個 別 帰

属 損 金額 (同項に規定する個別 帰属損金額をいう。 同条において同じ。)を控除した金額に よるも 0

この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほ か、 当該各連結事業年度の法 人税  $\mathcal{O}$ 課 税標

準である連 結 所得に係る当該連結申告法 人の 個 別 所得 金 額 (同 頂に規定する個別所得金額をい . う。 以

下この節において同じ。)の計算の例によつて算定する。

三 外国法人 各事 業年度の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額 又

は欠損 金額 (同法第二条第十九号に規定する欠損 金額をいう。 以下この号及び第七十二条の二十三第

兀 項 に おいて同じ。) 及び同法第百四 + 条 第 号口に掲げ ,る国, 内源 泉所得に係る所得の 金 額 又は 欠

損金額の合算額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、 当該各事業

年度の法人税の課税標準である同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得及び同号ロに掲げる国内源泉

所得に係る所得の計算の例によつて算定する。

2 前 項 0 規定によつて第七十二条の十四  $\mathcal{O}$ 各事業年 度の 単年度損益を算定する場合にお いて は、 法 人税

法第一 五. + 七 条、 第五 十七条の二、 第五 十八条、 第八 + 条  $\mathcal{O}$ 九 及び第八十一 条  $\mathcal{O}$ 十並 び に 租 税 特 別 措 置

法第一 五. 十五条 (同条第一項及び第九項に規定する特定株式等で政令で定めるも のに係る部分を除く。

第五十九条の二、第六十六条の五の三(第二項に係る部分を除く。)、 第六十八条の四十三 (同条第

項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。)、第六十八条の六十二

の二及び第六十八条の八十 九の三(第二項に係る部分を除く。) の規定の例によらないものとする。

第七十二条の十九中「本節」を「この節」に改める。

第七十二条の二十三第一項を次のように改める。

第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得は、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、 それぞれ . 当

該各号に定めるところにより算定するものとする。

連結申告法人以外の内国法人 各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし

この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、 当該各事業年度の法人税の課税標準である

所得の計算の例によつて算定する。

連結申告法 人 各事業年度終了 の 日 0 属する各連結事業年度の個 別 帰属益 金 額 いから個別 莂 帰 属損 金 額

を控除 L た金額 によるものとし、 この法律 又は 政令で特別 の定めをする場合を除 くほ か、 当 該 各 連 結

事 業 年 -度の 法 人税 の課税標準である連結所得に係る当該連結申告法人の個別所得金額の計算 の例によ

つて算定する。

三 外国法人 各事業年度の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及

び 同号口 に 掲げ る国内源 泉 所得に係る所得の金額の合算額によるものとし、 この法律又は政令で特別

 $\mathcal{O}$ 定めをする場合を除くほ か、 当該 各事 業年度の 法 人税 の課 税標準である同号イに掲げる国 内源泉所

得に係 る所得及び 同号ロに掲げ る国内 源泉所得に係る所得の計算の例によつて算定する。

第七十二条の二十三第四 項を同 条第五項とし、 同条第三項中 · 「第 一 項」を 第 項第二号」 に改

項を同条第四項とし、 法 人税法第二条第十 九号に規定す 同条第二項を同条第三項とし、 る欠損金額をいう。 同条第一項の次に次の一項を加える。 を削 り、 同 法 を 「法人税法」 に 改 同

2 前項の規定によつて第七十二条の十二第一号ハの各事業年度の所得を算定する場合においては、 法人

税法第五十七条第八項及び第九項、 第五十七条の二第四項、 第五十八条第四項、 第六十二条の五第 五. 項

第八十一 条の 九並 び に第八十一 条 か 十 並 がに 租税 特別措品 置 法第三 五. 十五 条 (同 条第一 項及び 第九 項 に 規

定する 第八項に規定する特定 特定株式 等で政令で定め 株式等で政令で定めるものに係る部分を除く。 0) に 係 る部 分を除く。 及び第六十八 0) 条の 規定の例によらない 匹 (同 条 第 ŧ 0 項 とし 及 CK

る

Ł

医 療法人又は医療施設 (政令で定めるものを除く。 )に係る事業を行う農業協 同 組合連合会 ( 特 定農

業協 同 組合連合会を除く。) が社会保険診療につき支払を受けた金額は、 益金 の額又は個別帰属益 金 額

に算入せず、 また、 当該社会保険診療に係る経費は、 損 金  $\mathcal{O}$ 額又は 個 別 帰 属損 金 額に算入し ない。

第七十二条の二十六第 項 中 法 人 税法 第百四十 条第 号 か ら第三号までに掲 げる外国法 人に該当す

る法人のこれらの号に掲げる外国法人の いずれかに該当すること」を「恒久的施設を有 な 7 外 国 法 人が

恒 に「若しくは第百四十四条の三第一項ただし書」を加え、 十二条の二十三第一項、第七十二条の二十四」を削り、 人的: !施設を有することとなつた場合のその有すること」に改め、 同条第七 「同項第一号」を「同法第七十一条第一項第 項中 「から第七十二条の二十二まで、 「第七十一条第一項ただし書」 の 下 第七

十三」に改め、 第七十二条の二十九第一項中「第七十二条の二十三第一項、 同条第三項中 「第七十二条の二十三第一項」を「第七十二条の二十三」に改める。 第七十二条の二十四」を「第七十二条の二 号」に改める。

の 下 に 条 局に対し当該 四第一項」の下に 示 の 四 第七十二条の三十九 の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)」を、 (同法第六十六条の四 租税条約に規定する申立て」の下に「(租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十六 「又は第六十七条の十八第一 の二第 項 中 の三第十一項又は第六十七条の十八第十項において準用する場合を含む。 「第百三十九条」 項」を加え、 を 「第百三十九条第 以下この項において同じ」を削り、 「第六十六条の四第十七項第一号」 項」に改め、 「第六十六条の 当

第七十二条の三十九の四第一 項中「第六十八条の八十八第一項」の下に「又は第六十八条の百七

次条第

項

にお

いて同じ。

を加

える。

「第六十八条の八十八第十八項第一号」 の下に「(同法第六十八条の百七の二第十項にお いて

準用する場合を含む。 次条第一項において同じ。) 」を加える。

第七十二条の四十第一項第二号中「第七十四条 (同法第百四十五条において準用する場合を含む。) 」

を「第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項」に改める。

「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」

に改める。

第七十二条の四十一第一項中

第七十二条の四十九の十二第一項中 「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」 に改め、 同項ただし書

中 「第七十二条の二十三第二項」を「第七十二条の二十三第三項」に改める。

第七十二条の五十第二項中「第百六十五条」を「第百六十五条第一項」に改める。

第二百九十二条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

 $\equiv$ 法人税割 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める市町村民税をいう。

この 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この節 において

内国法人」という。 法人税額又は個別帰属法人税額を課税標準として課する市町村民税

口 この 法 律 0) 施 行 地に本店 又は主たる事務所若しくは事業所を有しない 法人 (以下この節 に お 7 て

外国 法 という。 次に掲げ る法-人税額の区分ごとに、 当該 法 人税額を課税標準 として課す

る市町村民税

(1)法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額

(2)法人税法第百四十一 条第一 号ロに掲げる国内源泉所得に対する法 人税 額

匹 法 人税額 次に掲げる法 人の 区分に応じ、 それぞれ次に定める額を

イ 内 玉 法 人 法 人税 法 そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 法 人税 に関う する法令  $\mathcal{O}$ 規定に ょ つて計 算し、 た法 人税 額 法 人税 法 第

八十一条の十 九第 項 (同 法第 八十一条の二十 第一 項の 規定が適用される場合を含む。 及び 第 八

十一条の二十二第一項の規定による申告書に係る法人税額を除く。)で、 法人税法第六十八条 **(**租

税特別措置法第三条の三第五項、 第六条第三項、 第八条の三第五項、 第九条 の二第四項、 第 兀 +

条 の九第四項、 第四十一 条の十二第四 項及び第四十一 条の十二の二第七項 0 規定により読 み替えて

適 用 す る場合を含む。)、 第六十 九 条 及 び第七十 · 条 並  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ に 租 税 特 別 措 置 法 第 匹 十二条 (T) 匹 第四 +

二条の十 ( 第 一 項、 第六項、 第八項、 第九項及び第十四項を除く。 第 四 十二条の十一 ( 第 項

の 五 の適用を受ける前のものをいい、 項、 第六項から第八項まで及び第十三項を除く。)、 (第一項から第六項まで、第十項から第十二項まで、第十四項及び第十六項を除く。) 第三項、 から第五項まで及び第八項を除く。)、 法人税に係る延滞税、 第四十二条の十二、 第四十二条の十二の四 利子税、 過少申告加算税、 第四十二条の十二の二(第 及び第四十二条の十二 無申告加算税及 の規定

第 第四項、 兀 に ら第八項まで及び第十三項を除く。)、 る場合を含む。) て適用する場合を含む。)において準用する法人税法第六十八条 一項、 十一条の十二第四 外国 よつて計算し 法 第六項、 第四十一 人 次に た法人税額で、 第八項、 及び第百四十四条の二並びに 条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用 掲げる国内 項、 第四十一条の十二の二第七項及び第四十二条第二 第九 源 項及び 法 泉所得の区分ごとに、 人税 法第 第十四項を除く。)、 第四十二条の十二、 百 兀 租税特別 十四四 \_ 条 法人税法その他の法 別措置法第四十二条の **(**租 税 第四十二条の十二の二(第一項、 第四 特別措置法第 十二条の十 (租税特別措置法第四十 項 匹 人税に関する法令の規定 匹 <del>干</del> 一 <u>.</u> の規定により読 ( 第 第四 条 Ď 項、 九 十二条の十 第 四 第六項か 条 み替え 項、 第三 0) 第 す 九

口

び

重加算税の額を含まないものとする。

項から第五項まで及び第八項を除く。)、 第四十二条の十二の四及び第四十二条の十二の五 第一

項 から第六項まで、 第十 項から第十二項まで、 第十四項及び第十六項を除く。)の 規定の 適 用を受

ける前のものをいい、 法人税に係る延滞税、 利子税、 過少申告加算税、 無申告加算税及び重加算税

の額を含まないものとする。

① 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

② 法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

第二百 九十四条第 五. 一項中 「その事 業が 行わ れる場所で政令で定めるも *Ø* を 恒 <u>|</u> 久的: 施設 (法人税 法

二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。 以下この節において同じ。 )」に改める。

第三百十二条第五項中「除く。)」の下に「又は第百四十四条の三第一項 (同法第百四十四 条の四第

項の規定が適用される場合を除く。)」を加える。

第三百十三条第十一項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「同法第二十

八条第二項に規定する給与所得控除額 の二分の一に相当する金額」 に改め、 同項各号を削る。

第三百十四 条の八中 「相当する税  $\bigcap$ の 下 に 「所得税法第二条第一 項第五号に規定する非居住者であつ

に た期間を有する者 「同法第百六十五条の六第一 掲 げ る 玉 内 の当該 源 泉 所 得に 期間 つ 内 き外 項の控除限度額並びに」 に生じた所得につき課されるも 玉 の法 令に より 裸され を加える。 る もの 0) 12 にあつては、 限 る。 を、 同法第百六十一 控除限度額 条 第 及び」 項 第 の 下

に、 匹 お 7 + お は 同 第七十 十四四 法第 準 V 第百 七 いて同じ。)又は第百四十四条の六第一 第三百二十一 可ま 甪 又 一条の三第 兀 す 百 は 兀 + でを除き、 四十五条にお 同法第七 る場合を含む。 第八 · 条 第 匝 条 十八 条の八第一項中 の三第 項 項」 十 一 この 条 **同** 条第一 を 7  $\mathcal{O}$ 法第 て準 申 項 節 告 に (同 項」 書 第七十四条第一 百 を お 用する場合を含む。 |法第| 四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。 *(* \ 「 及 び 7 の 下 に を 第八十· 同じ。)」 百 同法第百四十五条においてこれらの規定を準用する場合」及び「( 兀 第 + 「又は第 八 項」に、 九条 兀 十八条又 項、 条 を削  $\mathcal{O}$ (同 百 第百 兀 以下 り、 法 兀 第 「又は第八十八条の規定」を「、 十四四 第 は 兀 第五項、 十四四 第 項 百 又 条  $\widehat{\mathcal{O}}$ 兀 百 条の三 匹 規 + は の三第一 + 定 五. 第八十九 第九項、 が 匝 条 \_ 条 第一項又は第 適用される場合を含む。  $\mathcal{O}$ 項」 の 三 五. 条 第十五項及び第二十五 に 一第 を加え、 お (同 1 · て準 法 項 百 第  $\mathcal{O}$ 申 匹 用す 同条第十二項中 百 十 第八十八条又は第百 告 匹 *(*) 应 十五 る場 書 規定」 条 の六 に 以下この節 条 合を含む。 項 改  $\mathcal{O}$ に、 第 8 五. から第二 に 若 項」 お てに 又 に 1

項 第六十二条第 四十二条 標準となる法人税額又は個別帰 き当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割 1 くは第七十四条第一 て準用する場合を含む。)」を「又は第百四十四条の十三」に、「これらの規定によつて申告納:  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ が 五. 適用される場合に限 第 項、 五. 項、 第六 項」 第四十二条の六第十二項、 を 十二条 第七 属法 の 三 る。 第一 十四条第 人税額から、 若しくは第 項若しく 一項、 は 第四十二条 当該法人税額 百 第 第百四十四条の三第一 兀 十四四 八項又は \_\_\_ 条  $\mathcal{O}$ の六第一 九 第六十三条第 (当該法人税額につい 第四項、 項」 に、 第四十二条の十二の三第 項 同 項  $\mathcal{O}$ 法第百四十四 (同 規定に . T |法第| 租税特 より 百 兀 + 条の 加 別 算され 措置法第 五 四第 の課税 五. 付 条 すべ れ 項、 に た お

付 に とする」に改 するものとする」 を受けた法人税額 つい ·
て 個別 め、 帰属特別控除取戻税額等がある場合には、 を 同 項後 「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、 (以下この項から第十四項までにおいて 段 を 削 り、 同 項 に 次  $\mathcal{O}$ 各号を加 政令で定める額を控除した額) える。 それぞれ当該各号に定めるところによるも 「控除対象還付法人税額」 という。) を限度として、 を控除 還  $\tilde{\mathcal{O}}$ 

金

額

がある場合には、

政令で定める額を控除

した額)

又は当

該

個

別帰

属法

人税額

(当該

個

別帰

属

法

人

税

額

法人税法第 八十条の規定によつて法人税額の還付を受けた内国法人 第一項、 第四項、 第二十二項

税額 税額 別控 又は第二十三項の規定によつて申告納付すべき法 令で定める額を控除した額) 条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、 の六第十二項、第四十二条の九第四項、 除 か (以下この項か 取 5 戻税額等が 当該 法 人税額 たら第十三 ある場合には、 (当該法人税額につい 兀 又は当該 項 までに 政令で定める額を控除 お 個 第四十二条の十二の三第五項、 ĺ١ 別帰属法 7 内 . て 乙人税額 国 租税特別措置法第四十二条 人税割の課税標準となる法 法 人の (当該個別帰 控 L ) た額) 除 対象還 を限度として、 付法人税額」 属法人税額について 第六十二条第一項、第六十二 0 人税額又は個 五第五 という。) 還付を受け 項、 個 第四 別 別 帰 帰 を控除 た法人 属法 十二条 属特 政 人

す すべき法 (当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一 ^る法人税額の還付を受けた外国法人 法人税法第百四十四条の十三の規定によつて同法第百四十一条第一号イに掲げる国 人税 割 0 課 K税標準 となる同号イに掲げ 第一項、 る 国内 第二十二項又は第二十三項の規定によつて申 源泉所 項、 第六十二条の三第一項若しくは第八項又 得に対する法人税 額 か , 5 |内源泉所得に対 当 該 法 -告納 人 税額 付

する。

こ の

場合に

おいて、

内国法

人の控除対象還付法

人税額は、

前事

業年度又は前連結事

業年

度以前

つた額

E

限

る。

 $\mathcal{O}$ 

法人税割の課税標準とすべき法人税額又は個別帰属法人税額について控除されなか

帰 限度として、 的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、 は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、 属所得に係る控除対象還付法人税額」という。)を控除する。 還付を受けた法人税額 (以下この項か 前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人 ら第十四項までに この場合において、 政令で定める額を控除 お いて 「外国法 外国法人の恒久 人の し 恒 ) た額) 久的 施 を 設

税額について控除されなか

つた額に限る。

 $\equiv$ 非帰 限度として、 す すべき法人税割 は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額) (当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又 る法 法人税法第百四十四条の十三の規定によつて同法第百四十一 属所得に係る控除対象還付法人税額」 人税 額 還付を受けた法人税額 の還付を受けた外国 0 課税標準 となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税 法 人 (以下この項から第十四項までにおいて 第一項、 という。 第二十二項又は第二十三項の規定によつて申 を控除する。 条第一 この場合にお 号口 に掲げる国 「外国法人の恒 額から、 į١ て、 内源 外 当 泉所得 玉 該 人的 法 法 告 人 人 に対 0 施 税 納 を 恒 設 額 付

久的

施設非帰

属所得に係る控除対象還付法人税額は、

前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき

事 該 は 帰 区分に応じ、 又 は て同じ。)  $\mathcal{O}$ 被合於 に、 業年度又 は 属する当該法人の事業年度又は連結事業年度 金額を乗じて計算した金額) 属所得に係る控除対象還付 を加え、 第三百二十一 当 出資を除く。 併 該 「当該 法 控 は 人等 除 **つ** を それぞれ当該各号に定めるところによる」 前 前 未 控除対象還付法人税額」 の前 済還 連 条 九 「又は第百四十四条の十三」 年 結 Ď 0) 内 八 事 付 九 第十三 業 年 総 事 法 -内事業. 年 数 人税 業年度に係る控 度) 又 は 額 法 項 は、 に 中 年度に係る控除 総額で除 を当 人税額又は外国 · 係 る控除 それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前 該 同 他 を 除 法  $\mathcal{O}$ 対象還 第 法 未済還付 「の内国法人の控除対象還付法 これ に改め、 百 人の 法 四十五 未 (当該法人の合併等事業年 済還付 付 に 当 発 人の 法 法 行 恒久的: 人税額 条に 人税額 該 済株: 「同法第八十条」の下に に改 法 法 . 人の: 式 お 人 め、 とみ 又は 施設 *(* ) 税額にあつて **(当** て準 有する当 5非帰1 なす」 該 出資 同項に次の各号を加える。 他 用する場合を含む。 属 0 (当該 を 該 法 所得に係る控除対 -度等開 は、 他 人 人税額、 次 八に株主  $\mathcal{O}$ 他 法 当 0  $\mathcal{O}$ 「又は第百四十 各号に掲げ 九年内 該 始 人 法 外国法· 0 0 等が二 合併等事 人が 株式 日 「以後に関 事業年 有 以下こ する自 以 象還付 人の恒 又は 業年 上 る当該法 開 度 あ 匹 0 出 - 度等 \_ 条 三 人的 始 開 . 資 る場合に 法 項 E L 始  $\mathcal{O}$ 人  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 人の の 前 た当 数 株 税額 施 十三  $\mathcal{O}$ お 又 式 設 日 1

式又は は、 年内 る自 開 る場合に 内 始 当該  $\mathcal{O}$ 事業年度開 己の株式又は出資を除く。) 玉 出資 法 日 合併等す は、 以 人 後に の数又は金額を乗じて計算した金額) 当 当該 事 · 開 始 該 業年 始 前  $\mathcal{O}$ 控 除未済 日の 九年内事業年度に係 した当 度等 属する当該法 還 該 0 付法 被 前 合併法 事業年 の総数又は総額で除し、 人税 度又は近 人等 人の 額 ぶる控除-を当る 事業年  $\mathcal{O}$ 前 前 該 連結事 九 他 未 は、 年 度又は連結事  $\mathcal{O}$ 済還付 内 法 事業年 業年 それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前 人 0 法 これ 発行 人税額 度) - 度に係る 業年度 に当該法人の有する当該他 に係 済 株 (当該 る内 でる控 式 又は出資 (当該法 除未 玉 他 法 の法 済還付 人  $\mathcal{O}$ 人の 人に **当** 控 除 合併等 法 該 株主等が二 対象 人税 他 0 還 事 額 0) 法 法 付 12 業年度等 人 以 人の株 が 法 あ 人税 つて 有 上 九 あ す

号に係る部分に限 式又 る自 る場合には、 外国法人 己の は 出 株式 資 0 数 又は 当該控除未済還付法 当該前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額 又 る。 は 出資を除く。) 金額  $\mathcal{O}$ を乗じて計 規定によつて還付を受けたも の総数 人税額を当該 <u>算</u> L 又は総額で除 た金額) 他の法-のうち、 人の し、 0 は、 法 これに当 発行済株式又は出資 人税法第 それぞれ当該控除未済還付法 (当該他の法人に株主等が二 該 百 法 四十 人の有 匹 条の する当該 (当該他の法 十三 他 ( 第  $\mathcal{O}$ 人税 法 人が 一以上あ 項 人の 額 第 有 株 に す

額とみなす。

度に 事 たも 以後 係 とみなし、 合併等事業 業 る のは、 前 係 年 に る控 度 開 九 始 年 (当該: 不年度等 除 内事業年 それぞれ 同法第百四十四条の十三(第一項第二号に係る部分に限る。 L した 当 未 済 法 還 Ò 該 人 八の合併は )前事業. 度開 被合併 付 当該控除 法 人 始 等事 (年度) 税 法 0) 未済還付 人 日 額 \* 業年: 等 12 0) に係る外国法 属 あ 0) す 度 等 前 つ 7 法 九 る当該法 開 は 人税額 年 内事 始 当  $\mathcal{O}$ 人の 該 日 に係る前 人の恒久的 業 年 合併 以 後に 一度に 事 等事 業年 開 九年 係 業 始 る 度 施設帰 年 内 控 L (当該: 事業年 た当 除 度 等 属 未 法 該 所得 済還 0 人の 前 被 度 合併 開 事 に係る控除対象還 付法 業 0) 合併等事 始 年 法  $\mathcal{O}$ 規定によ 人 · 度) 税 人等 日 0 額 業年 に 属  $\mathcal{O}$ に · 係 前 する当該 つて還付を受け あ 度 等 る 0 九 外 付 年 7 法 開 玉 内 は 法 人税 始 法 事 業 人の 当 人  $\mathcal{O}$ 年 額 該 日  $\mathcal{O}$ 

条第 控 該 的 除 法 施 第三百二十一 人の」 設帰属所得に係 対 項」 象 還 を 0 付 下 法 当 に 条の八第十四項中 人 税 該 「又は 法 額 る控除対象還付法 又 人に係る内国法 第 は 外 百 兀 玉 十 法 应 人 「法人が」 条  $\mathcal{O}$ の六 恒 人税 人の 久 控除 第 的 額又は外国法人の恒久的 の下に 施 項」 対象還 設 非 を、 帰 内 付 属 法 国法人の控除対象還付法人税額、 所 第七 得 人 税 に + 額、 係 る 外 施設非帰 条第 に 国 改 法 項」 め、 人の 属所得に係る」 恒  $\mathcal{O}$ 同 下 久的 条 に 第二十 施 「又は 設帰 外国 項 中 を加 第 属 法 所 百 第 得 え、 人の 兀 に係 + 七 匹 + 恒 当 条 匝 る 久

恒

久

的

施

設

非

帰

属

所

得に

係

る控

除

対象

還

付

法

人

税

額とみ

なす。

項」 に れ 法人にあつては、 の三第 (以下この 若しく 対する法 るものに限る。 法 0 下に 人税割額」 項」 は第百四十四条の三第一項」 節に 人税額を課税標準として課するものに限る。)」 「若しく を加え、 お 」を、 の 下 に 法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課さ いて は 第百四 同条第二十四 内国 「(外国法人にあつては、 「控除限度額」の下に「若しくは同法第百四十四条の二第一項の控除限度額」を 十 法 人 匹 条の という。)」 |項中 六六第 を加え、 この 項」 法律 同 を を加え、 条第一 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国 の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有する法人 「内国法 項」を 同条第三十 を加え、 人 に改 「同法第七 -七項中 め、 同条第二十六項中 「相当する税 十一条第一 「第七 <del>一</del> 一 項又は 条 第 「第七  $\widehat{\phantom{a}}$ の 下 に 第百 項 + 内 源 应 兀 0 条第 泉 「外国 下に + 所得 匝

を加え、 条の三第一項」に改め、 「第百四十五条」を 同条第三十八項中「第七十四条第一項」の下に「又は第百四十四条の六第一 「第百四十四 条の八」に改める。 項」

税 に係る 第三百二十一条の十一 第三百二十一条の九第一項中 る申告書 (同 法 第百四 の二第一 + 兀 「限る。 項中 条の 四第一 「第百三十九条」 \_ の 下 に 項各号に掲 「又は げ .同法第百四十四条の三第 Ź 「第百三十九条第一 事 項 を記 載 ĺ た ものに限 項」 に改め、 一項の規定による法人 る。 \_ 第六十六条 を 加 える。

を

0) 第六十六条の四第一項又は第六十六条の四の三第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)」 「第六十六条の四第十七項第一号」の下に「 を 兀 第一 項」 をした場合」に改め、 の 下 に 「又は第六十七条の十八第一項」 「当局に対し当該 (同法第六十六条の四の三第十一項又は第六十七条の十八第 租 税 条約に規定する申立て」 を加え、 「以下この項にお の 下 に いて同じ。) \_ (租 税 特 をした場合 別 措 を、 置 法

十項において準用する場合を含む。)」 を加える。

 $\mathcal{O}$ 第 百七の二第十項にお 一項」 第三百二十一条の十一の三第一項中 を加え、 同 いて準用する場合を含む。)」 条第十八項第一 号 「第六十八条の八十八第一項」 を 同 法第六十八条の八十八第十八項第 に改め る。 の 下 に 「又は第六十八条の百七 一 号 (同 法第六十八条 の 二

係る申告書 第三百二十四条第一項中「限る。)」の下に「又は同法第百四十四条の三第一項の規定による法人税に (同法第百 四十四条の四 第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。 を加える。

第三百二十七条第一 項中 「第七十四条第一項」の下に 「又は第百 四十四条の六第一項」 を加える。

法 <u>人</u> 第五百二十三条第二項中 の下に「(この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有 且 <u>つ</u> を っか <u>つ</u> に改め、 同条第三項中 且 つ を しない法人をいう。 カ .. つ \_ に改 め、 外国

を加える。

第七 百 一条の 四十六第一項中「外国法人」 の下に「(この法律の施行地に本店又は主たる事業所等を有

しない法人をいう。)」を加える。

附則第五条の四の二第一項第二号及び第六項第二号中「第九十五条」の下に「若しくは第百六十五条の

六」を加える。

附則第十七条中 「附則第三十条」 を 「附則第二十九条の八」 に改める。

附則第三十条を附則第二十九条の八とし、 同条の次に次の一 条を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

第三十条 三輪以上 の軽自動車 (電気軽自動車 (電気を動力源とする軽自動車で内燃機関を有しないもの

をいう。)、 天然ガス軽自動車 (専ら可燃性天然ガスを内燃機関 の燃料として用いる軽自動 事で総立 務省

令で定めるものをいう。)、 メタノール軽自動車 (専らメタノー ルを内燃機関 の燃料として用 ζ,\ ( ) る軽自

動 車で 総務省令で定めるも のをいう。)、 混合メタノー ル軽 自 動 車 (メタノールとメタノー ル 以 外 0) ŧ

 $\mathcal{O}$ との 混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるも  $\tilde{\mathcal{O}}$ 

をいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自 動 車 (内燃機関を有する軽自) 動 車

で併せて電気その他 の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、 廃エネルギ を 口 収

する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑

制に資するもので総務省令で定めるものをいう。)並びに被けん引自動車を除く。)に対する当該軽自

動車 が 初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して

十四年を経過した月の 属する年度以後の年度分の軽 自動車税に係る第四 百四十四条第 項の規定の適 用

については、 当分の間、 次の表 の上欄に掲げる規定中同表 の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同 長の下り 欄

に掲げる字句とする。

六千円	五千円	
四千五百円	三千八百円	
一万二千九百円	一万八百円	
八千二百円	六千九百円	第四百四十四条第一項第二号ハ
四千六百円	三千九百円	第四百四十四条第一項第二号口

前項 の規定の適用がある場合における第四百四十四条第二項及び第三項の規定 の適用については、 同

2

項中 「前項」 とあるの は 前 項 (附則第三十条第一 項の規定により読み替えて適用される場合を

含む。 以下この項において同じ。)」と、 「同項各号」とあるのは 「前項各号」と、 同条第三項中 前

二項」 とあるのは 「第一項 (附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。 及

び前項」とする。

十三条第十二項

(第三号を除く。

附則第四十八条中 「第五十三条第十二項から第十七項まで及び第三百二十一条の八第十二項」を 「第五

第三号を除く。) 及び第十三項」に、 「(同法第百四十五条において準用する場合を含む。)」とある  $\overline{\mathcal{O}}$ 

)及び第十三項から第十七項まで並びに第三百二十一条の八第十二項

は 「同条」を「又は第百四十四条の十三」とあるのは「同条」と、 第五十三条第十二項第一号及び第三百

二十一条の八第十二項第一号中「法人税法第八十条」とあるのは 「東日本大震災の被災者等に係る国 |税関

係法 律 の臨 時 特例に関する法律第十五条」と、 第五十三条第十二項第二号及び第三百二十一条の 八第十二

項第二号中 法 人税法第百四十四条の 十三 とある のは 「東日 本大震災の被災者等に係る国 税 関 係法 律  $\mathcal{O}$ 

臨 時 |特例に関する法律第十五条| と、 「同法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税

に、 額」 第百四十 とあるのは 「第八十条」とあるのは 五. 条に お 「法人税額」と、 いて準 用する場合を含む。 「同条」を「第八十条又は第百四十四条の十三」とあるのは 「同号イ」 とあるのは 以下この 項において同じ。)」 「法人税法第百四十一条第一号イ」に、 を 「又は第百 兀 十四四 「同条」と、 条 の十三 (同法

二号中 (同法」とあるのは「(法人税法」と、第五十三条第十三項第二号及び第三百二十一条の八第十三項第 「金額)のうち、 法人税法第百四十四条の十三(第一項第一号に係る部分に限る。) の規定によつ

て還付を受けたもの」 とある のは 「金額)」と、 「とみなし、 同 法第 百四十四条の十三 (第一項第二号に

係 る部分に限る。 0) 規定によつて還付を受けたものは、 それぞれ当該控除 未済還 付 法 人税 額 に · 係 る 前 九

年 内 事 業 年 度 開 始  $\mathcal{O}$ 日 0) 属する当該法 人の 事 業年度 (当該法人の合併等事 業年度等 開 始の 日 以 後 に 開 始 L

た当該被合併法人等の前九年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、 当該合併等事 業年度等

 $\mathcal{O}$ 前 事業年度) に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす」 とあるの

は「とみなす」に改める。

、航空機燃料譲与税法の一部改正)

第三条 航空機: 燃料譲与 税法 (昭和四十七年法律第十三号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中 「あん分した」を 「按分した」に、 「あん分して」を「按分して」

に改め、 同 項第一号中 「あん分した」を「按分した」に、「次条まで」を「この条及び次条」 に改め、 同

条第二項中「三分の一」及び「三分の二」を「二分の一」に、 「あん分する」を「按分する」に改める。

第二条の二第一項中「あん分して」を「按分して」に改め、 同条第二項中「三分の一」及び「三分の二

」を「二分の一」に、「あん分する」を「按分する」に改める。

附則第二項中 「平成二十五年度」を 「平成二十八年度」 に改める。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正)

第四条 地方法人特別税等に関する暫定措置法 (平成二十年法律第二十五号) の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、 「百分の一・五」を「百分の二・二

に、 「百分の二・二」 を「百分の三・二」に、 「百分の二・九」を「百分の四・三」 に、 「百分の二・

七」を 「百分の三・四」に、 「百分の三・六」を 「百分の四・六」に、 「百分の四」」 を 「百分の五・一

に、 「百分の五・三」 を 「百分の六・七」に、 「百分の○・七」を「百分の○・九」に、 「百分の四

三」を「百分の五・五」に改める。

第九条第一号中 「百分の百四十八」を「百分の六十七・ 四 に改め、 同条第二号及び第三号中 百百 分の

八十一」を「百分の四十三・二」に改める。

第十三条第一項第一号中「百分の百四十八」を「百分の六十七・四」に改め、同項第二号及び第三号中

「百分の八十一」を「百分の四十三・二」に改める。

附 則

(施行期日)

第 条 この法 は律は、 平成二十六年四月一日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に

定める日から施行する。

第一条中地方税法第七十二条の四十九の六、第七十二条の六十三の二、第百四十四条の三十八の二及

び第三百九十六条の二の改正規定並びに次条の規定 平成二十六年七月 日

第一条中 地方税法第五十一 条第一項、 第五十三条第二十四項、 第三百十四条の四第 項、 第三百二十

条の八第二十四項及び第七百三十四条第三項の表 の改正に 規定、 第四 条 の規定並 びに附則第三条第十項

第五条第三項、 第十条第十項及び第十九条の規定 平成二十六年十月一 日

 $\equiv$ 第一 条中 地方税法第七十二条の二十三第二項 の改正 規定並 び に同法附則第三条 の 二 の 兀 第 項、 第五

条  $\mathcal{O}$ 匹、 第三十五条の三の二、 第四十二条及び第四 十四四 \_ 条 0) 改 Ē |規定: 並 び )に附 則 第三条 第三項 から第六

項まで、 第五条第二項及び第十条第三項から第六項までの規定 平成二十七年一 月 一 日

兀 第一 条中地方税法第四百四十四条第一項の改正規定並びに附則第十三条第二項並びに第十五条第一項

(第六号に掲げる規定による改正 後の地方税法 ( 以 下 「二十八年新法」という。) 附則第三十条第一 項

に係る る部分を除く。) 及び第二項 (二十八年新法附則第三十条第二 項に係る部分を除く。  $\mathcal{O}$ 規定 平

成二十七年四月一日

五. 第一 条中 地方税法第二十三条第一 項第四号の改正 規定 (「(昭和三十二年法律第二十六号)」 の 下 に

「第九条の六第六項、 第四十一条の九第四項、 第四十一条の十二第四項、 第四十一条の十二の二第 七 項

及び」 を加える部分 (第四十一条の十二の二第七項に係る部分に限る。) 及び 「及び第四十一 条の十二

第四 項」 を  $\neg$ 第四 十一条の 十二第四項及び第四 十一条の十二の二第七項」に改 める部の 分に限る。)、

第三十七 条の二 第二項第 号  $\mathcal{O}$ 表  $\mathcal{O}$ 改 正 規定、 第二百 九 十二条第 項 第 四 号の 改 正 規 定 **(**租 税 特 別

措置法」 の 下 に 「第九 発の方 第六 項、 第四十一 条の 九第四百 項、 第四十一条の十二第四項、 第四 十 条  $\mathcal{O}$ 

兀 分に限る。)及び第三百十四条の七第二項第一号の表の改正規定並びに同法附則第五条の六の改正 十二の二第七 十一 |びに附則第三条第二項及び第十条第二項の規定 条の 十 二 項及び」 一第四一 [項] を を加える部分 第四十一条の十二第 ( 第 四 十一条の十二の二第七 匹 項及び第四 一十一条 項に係る部分に限る。)  $\mathcal{O}$ + -の二第七 頃」に 及び 改 「及び第 8 規定 る 部

平成二十八年一

月

日

並

六 三項、 二項 第二条 (二十八年新 第十 (次号及び第八号に掲げる改正規定を除く。) 应 1条並び 法 に第十五 附則第三十条第二項に係 条第一 項 (二十八年新法 る部 分に限る。 附則第三十条第一 並びに附則第四  $\mathcal{O}$ 規定 項に係る部 条第三項、 平成二十八年 分に限る。) 第六条、 应 月 第十一条第 日 及び第

七 及び第十一条第一項の規定 第二条中 地方税法第三十二条第十一 平成二十九年一 項及び第三百十三条第十一 月一 日 項の改正 規定並 びに附則第四 1条第 一項

八 改正 第二条中地方税法第三十七条の三及び第三百十四条の八の改正規定並びに同法附則第五条の四の二の 規 定並 び )に附 則第四条第二項及び第十一 条第二 項  $\hat{O}$ 規定 平成三十年 <del>---</del> 月 H

九 項 及び 第 第三 条中 項 地  $\mathcal{O}$ 方 規定 税法 第七十三条の二十七 農業 の構造改革を推進するための農業経営基  $\mathcal{O}$ 五  $\mathcal{O}$ 見出 L 及 び 同 条第 項 盤 強  $\mathcal{O}$ 改 化促進法等の一 正 規 定 並 び に附 部を改 則第七条第二 正する等

+ 改 第四十二条の 十四及び」に、 限る。) + 同 第六十八条の 「第六十八条の十四 め を 法 第 (第一項、 を加 附 る 「第六項から第八項まで及び第十三項」 則第 条中 部 分に 及び同項第四号の三の改正規定(「第六十八条の九及び」を「第六十八条の九、 分に限る。 える部分及び 八条第五項 地 方税法 兀 限 九及び」 第六項、 る。 「第六十八条の十五から」 0 か 下 第二十三条第一 の改 に 5 第八項、 及び同法附則第十五条に五項を加える改正規定 を「第六十八条の九、 「第六項及び第七項」 同条第六 に改 正 規定 第四 第九項及び第十四項を除く。)」 8 項 十二条の る部分に限る。 (「第六項及び第七項」 の改 項 第 匹 正 を「第六十八条の十四から」 +規定 号の改 に改める部分に限る。)、 を 第六十八条の十四及び」に、 ( 第 「第六項から第八項まで及び第十三項」 (「とある 一項、 Ē 規定 同法第二百九十二条第一 第六項、 (「第四 のは、 を 「第六項 を加える部分及び「第六項及び第七 第 十二条の  $\Box$ 八項、 か 0) (同条第三十 同 下に に改める部分に限 ら第八項まで及び第十三項」に 第 匹 項第四号の三の改正規定 「第六十八条 九 項第四 項 の 下 に 及び 第六十八条 九項に係 第 号 十 に改め の十五  $\bigcirc$ 第四 第六十八条の る。 ) 匝 改 (T) 項 正 る部分に なな除 る部が 規定 + から」 十二条 五 並 びに 分に を を 項 0

限

加

える.

部

る。 並 びに 附 則第三条第 八項 及び 第十条第 八項 0 規 定 玉 家 戦 略 特 別 区 域 法 平 成二十五 年 法 律 第 百

七 号) 附 則 第 条 第 号に掲げ る規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 又 はこの 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 7 ず れ カン 遅 1 日

<u>+</u> 第 一条中 地方税法附則第三十三条第 五 項の 改 Ē 規定 特定農産 加 工業経営改善臨時措置 法 の 一 部を

改正する法律(平成二十六年法律第

号)の施行の日

十 二 第 一条中 地方税法第七十三条の 兀 第 項第二十一号の 改正 規定 中心 市街 地 の活性化に関する法

律

の一部を改正する法律(平成二十六年法律第

号)の施行の日

十三 第 条 中 地 方 税 法 附則 第 十条第一 五. 項 及び 第十二 匹 条第 項  $\mathcal{O}$ 改 正 規定 道路 法等 Ò 部を改正す る法

律(平成二十六年法律第

号)の施行の

日

十四四 第 条中 -地方税: 法 附則第十五条に五 項を加える改正規定 (同条第四十項に係る部分に限 る。

市 再 生 特 別 **清措置**: 法等  $\mathcal{O}$ 部を改正する法律 (平成二十六年法 律第

号)の施行の日

都

十五 第 条 中 地 方 税 法 附 則第 十五条第二十 -九項の 改 正 規定 (「同 法第五· 十五 条  $\mathcal{O}$ 八 第 項」 を 「第五 +

五. 条  $\mathcal{O}$ 九 第 項」 に 改 める部分に限る。) 港湾法 .. の 一 部を改正する法律 (平成二十六年法律 第

号)の施行の日

十六 匹 七 百 項及び第十六条第二項の規定 第一条中 条の三十四 地方税法第二十四条第五項、 第二 項  $\mathcal{O}$ 改 Ē 規定 マンシ 並 び に ョンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律 同 第七十二条の 法附 則第十条に一 五第一 項を加える改正 項第八号、 第二百九十四条第七 規 定並びに附 則第七 項及び第 条 第

平成二十六年法律第号)の施行の日

十七 十八年三月三十一日」 第 一条中地方税法附則第十五条第二十四項の改正規定 に改め る部分を除く。) 地域公共交通 (「平成二十六年三月三十一日」を の活性化及び再生に関する法律 <u>の</u> 一 「平成二 部を

改

正する法律

(平成二十六年

法

律

第

号)

 $\mathcal{O}$ 

施

行の

日

十八 分を除く。)、 五. 条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分を除く。 十八号とする部分を除く。) 「第五条第十二項」を 条第十一項」 第一条中 地方税法第七十三条の に改める部分、 同法第三百四十八条第二項の改正規定 「第五条第十一項」 及び 同項第二十一号及び第二十九号に係る部分並びに同項に一号を加える部 同 法第 兀 第一 七 に改める部分及び同 項の 百一条の三十四 改 Ē 規定 (同項第二号の五に係る部分、 (同 第三 項第四 並びに附則第十二条第二項及び第十六条第 項 項中第十八号を削  $\widehat{\mathcal{O}}$ | 号の 改 Ē 四中 規 定 (同 「第五条第十二項」 り、 項第十号の 第十七号の二を第 同項第十号の四中 兀 中 を 第五 「 第

三項の規定 子ども・子育て支援法 (平成二十四年法律第六十五号) の施行の日

(調査の事前通知に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下 「新法」という。)第七十二条の四十九の六第四項、

第七十二条の六十三の二第四項、 第百四十四条の三十八の二第四項及び第三百九十六条の二第四 項の規定

は、 前条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる新法第七十二条の四十九の六第一項、 第七十二条の

六十三の二第一 項、 第百四十四条の三十八の二第一項又は第三百九十六条の二第一 項の 規定による通知に

ついて適用する。

(道府県民税に関する経過措置

第三条 別段の定めがあるものを除き、 新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十六年度以

後の年度分の個人の道府県民税について適用し、 平成二十五年度分までの個人の道府県民税については、

なお従前の例による。

2 新法第三十七条の二第二項第一号及び附則第五条 の六第 項  $\mathcal{O}$ 規定は、 平成二十八年度以後 の年度が 分の

個 人 0 道 府県民税について適用し、 平成二十七年度分までの個 人の道府県民税については、 なお 従前  $\mathcal{O}$ 例

- 3 0) 個 新法 人の道府県民税について適用し、 附 則第三条 の 二 の 四第 項及び第五 平成二十六年度分までの個人の道府県民税については、 条  $\mathcal{O}$ 四第 項第二号ハの 規定は、 平成二十七 年度以為 後 なお従前 の年度分  $\mathcal{O}$
- 4 新法附則第三十五条の三の二第二項の規定は、 平成二十七年度以後の年度分の個人の道府県民税につい

例による。

5 て適 新法 用する。 附 則第四十二条第三項の規定は、 平成二十六年一月一 日以後にする同項に規定する震災関

連原状回

復支出につい

て適用する。

- 6 復費用の支出について適用する。 新法附則第四十四条第四 項の規定は、 平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回
- 7 別段の定めが あるものを除き、 新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、 この法律の 施 施行の 日
- 事 以下 業年度分の法人の道府県民税について適用 施 行 日 という。 以後に 開 始 する事 į 業年度分の 施行日前 法 人の道 に開始した事業年度分の法 **尼府県民** 税及 び施 行 日 人の道府県民 以 後 に 開 始 する連結 税 及び

施 行 日 前 に開 始 した連 結 事 業年 度分の法 人の道府県民税については、 なお · 従前  $\mathcal{O}$ 例 による。

8 規 に 定は、 新法院 係る部分に限る。) 第二十三条第一 附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同 及び第四号の三 項第四 号 **(**租 税 特 (租税特別措置法第六十八条の十四の 別 措 置 法 昭 和三十二年 法 律 第二十六号) 規定に係る部分に限る。 第四 十二条 O+  $\mathcal{O}$ 規定 0)

日

以後に終了する連結事業年度分の法

人の道府県民税について適用する。

9 号 第 項 四号 行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。 の三の規定に係る部分に限る。)の規定は、 新法第二十三条第一 (新法: の 三 第二十三条第 租 税 特 別 項第四 措 項 第 置法 兀 第六 号 号の (租 十八条 規定に 税 特  $\mathcal{O}$ 別 十 五 係る部分に 措置法第四十二条の十二の五 施行 の 六 日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民 0) 限る。)及び 規定に係 る部分に限 第十二項 0 る。 規定に係 (新法: 並 第二十三条第 び る部分に限る。 に 附 則 第 八 入条第十 税 項 第 及び 及び 辺

10 税 以 につい 後 新法第 に 開 て適用 五十一 始 す る事 条第一 Ĺ 業 年 同 -度分の 項 日 及び 前 に 法 開 第五十三条第二十 始した事 人の 道 府 業年 県 民税 -度分 -四 項 及び の法人の 同  $\mathcal{O}$ 規定は、 日 以 道 後 府 に 県民税 開 附 始する連 則第一条第二号に掲げ 及び 同 結 事 日 前 業年 に -度分 開 始し る規定  $\mathcal{O}$ た連 法 人 結  $\mathcal{O}$ の施 事 道 行 府 業 年 県  $\mathcal{O}$ 日 度 民

施

分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第 匹 条 附 則 第一 条第七号に掲 げ る規 定に ょ る改工 正 後 0 地 方 税 法 (附 則 第十 条第 項に お *(* ) 7 二 十 九 年

新 法 という。) 第三十二条第十一 項の規定は、 平成二十 九年度以後の年度分の 個 人の 道 府 県民税に つい

て適用し、 平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、 なお従前 の例に よる。

2 附則第 条第八号に掲げる規定による改正 後の地方税法 (附則第十一条第二項において 「三十年新法」

という。 0) 規定 中 個 人の 道 府 県民 税に関する部分は、 平成三十 -年度以: 後  $\mathcal{O}$ 年 度 分 0 個 人 の道 府 県民 税に

つい · て適 用 Ļ 平成 <u>二</u>十 九 年 度 分ま で  $\mathcal{O}$ 個 人  $\mathcal{O}$ 道 府 県 民 税 に つ 7 7 は な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

3 <u>一</u>十 八 年 新 法  $\mathcal{O}$ 規 定 中 法 人  $\mathcal{O}$ 道 府 県 民 税に 関する 部 分は、 附 則 第 条第六号に掲 げ Ś 規定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 以

後 E 開 始 する事 業年度分の法人の道府県民税及び同 日以後に開 始する連結事 業年度分の 法人の道 道 府 県 民 税

に つい て適用し、 同 日前に開始した事業年 度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分

の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第五 条 別 段 の定 めが あ るも  $\mathcal{O}$ を除 き、 新法 の規定中 -法人の 事業税に関する部 分は、 施行 日 以 後 に 開 始 する

事 業年度に係る法 人の事 業税 に つ 7 て適用 Ļ 施行 日 前 に 開始 L た事業年度に係る法 人の事業税 に つい 7

は、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十三第二項第六号の規定は、 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行わ

れる同項に規定する社会保険診療について適用する。

3

附則第

一条第二号に掲げる規定の

施行

0

日

以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税について

 $\mathcal{O}$ 新 法 第七 十二条の二十六第 項の 規定 0 適 用 に つい ては、 同 項中 「六倍」 とある Oは、 七 五. 倍」と

する。

第六 条 次項に定めるも 0 を除き、 二十八年 新法の規定 中 法 人の事 業税 に関する部 分は、 附則第一 条第六号

に · 掲 げ る規定の施行 0 日 以後に開始する事業年度に係る法人の事 業税について適用し、 同 日 前 に 開 始 した

事 業年度に係る法人の事業税については、 なお従れ 前 の例による。

2 <del>--</del>+ 八年新法第七十二条の十三第 五 項  $\mathcal{O}$ 規定は、 附 則第 条第六号に掲げ うる規定 の施 行  $\mathcal{O}$ 日 以 後 後に同 項

に 規 定する事 実 が 生ずる場合に . つ い て適 用 Ļ 同 日 前 に 同 号 12 掲 げ うる規 定 に よる改 Ē 前の 地 方税法第七

条の十三第五 項に規定する事実が生じた場合につい ては、 なお従前 の例による。

## (不動 産 取得税 に .関する経 温 措 置

第七 条 別 段 0) 定  $\Diamond$ が あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 き、 新 法  $\mathcal{O}$ 規定中不 動 産 取得税 に . 関 する部分は、 施行 日 以 後  $\mathcal{O}$ 不 動 産  $\mathcal{O}$ 

取 得に 対して課すべ 、 き 不 動産取得税につい て 適用 施行日前 の不 動 産  $\overline{\mathcal{O}}$ 取得に対 して課する不 -動産1 取 得

税 については、 なお従前の例による。

2 新法第七十三条の二十七の六 第一 項の規定は、 附則第一 条第九号に掲げる規定の施行の日以後 の同 項に

規 定す る土 地  $\mathcal{O}$ 取得に対 して課 すべ き 不 動 産 取得 税 に つ 7 7 適 用する。

3 第 条  $\mathcal{O}$ 規定に ょ る 改 正 前  $\mathcal{O}$ 地 方 税 法 以 下 旧 法 という。) 第七十三条の二十七 0 五. 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定

は 同 項 に 規 定 チ る土 地  $\mathcal{O}$ 取 得 に 対 L て 課する不 動 産 取 得税 に つ 7 て は、 なおそ  $\mathcal{O}$ 効力を有する。  $\mathcal{O}$ 場

合 に におい て、 同 項中 「農業経営基盤強化促進法 昭昭 和五十五年法律第六十五号) 第八条第 項又は第十

条 0 十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体 (以下この条において 「農地保有合

理化法 人等」 という。) が、 同 法 とある  $\mathcal{O}$ は 「農業 の構造が 改革を推 進するための 農業経営 基 盤 強 化 促進

法 等の 部 を改 正 一する等  $\dot{O}$ 法 律 伞 成二十 五. 年 -法律 第百二号) 附 三則第一 三条に 規 農 地 保 理 化 法

定

す

Ź

旧

有

合

人 (以下この項に お *\* \ 7 旧 農 地 保有合理化法人」 という。 が 同 条に規定する 旧 農地 保有 合 理 化 事 業

同 法による改正 前 の農業経営基盤強化促進 法 (以下この項にお *(* ) て 旧 基盤強化法」という。)」と、

0 実施 に より 政令」とあ るのは 「に . 限 る。) 0 実施 により政令」と、 「又は農業経営基盤強化 促進 法 لح

あ るのは 「又は 旧基盤 強化法」と、 「農地保有合理化法人等による」とあるのは 旧 農地保有合理化 法人

による」とする。

4 新法附 則第十条第五項の規定は、 附則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する不

動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第八 条 新 法  $\mathcal{O}$ 規定中 自 動 車 取 得 税に 関する部分は、 施 行日 以後  $\mathcal{O}$ 自 動 車  $\mathcal{O}$ 取 得に対して課すべき自 動 車 取

得税につい て適用し、 施行日前の自動 車 0 取得に対して課する自動車取得税については、 なお従前の例に

よる。

(自動車税に関する経過措置)

第九 条 新 法  $\mathcal{O}$ 規 定 中 自 動 車 . 税 に関する部 分は、 平成二十六年度以後の年度分の自動 事税に ついて適用

亚 -成二十三 五年度分まで  $\mathcal{O}$ )自動· 車税につい ては、 なお従前の例 による。

前項の規定により な お 従前 の例によることとされ た 旧 法 附則第五 十四四 条第三項 の規定により 納 税義 務 を

免 除 さ れ る 平 -成二十三 匝 年 度分及び平 ·成二十 五 年度分の 自 動 車 税 12 係 る地 方 寸 体  $\mathcal{O}$ 徴 収 金 に · 係 る同 · 条第 匹 項

 $\mathcal{O}$ 規 定による還付又は 同 条第 五 一項の 規定による充当に ついては、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例による。

3 施行 日がエネルギー の使用の合理化に関する法律の一部を改正する等 の法律 (平成二十五年法律第二十

五. 号。 以下この 項及び 次項にお いて 「合理化法改正法」 という。) の施 行 0 日前 で ある場合には、 合理化

法 改 Ē 法  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日  $\mathcal{O}$ 前 日 ま で 0) 間 に お け る新法附 則第十二条の三第四 項 第四 号  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0 V て は

同 号 中 っ エ ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使用 の合 理 化等 に 関 す る法 律 第八十条第 号 イ 」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 工 ネ ル ギ  $\mathcal{O}$ 使用

 $\mathcal{O}$ 合理化 に関する法 律 第八十条第一号」と、 エ ネ ル ギー 消費機 器等製造 事 業者等」 とあ るのは 製 造 事

業者等」とする。

4 前項に規定する場合において、 合理化法改正法附則第七条のうち地方税法附則第十二条の二の二第二項

第四号イ (3)及び第十二条の三第三項第四号の改正規定中 「附則第十二条 の二の二第二項第四号イ (3) 及び第

十二条の三第三項第四 号 とあるの は、 附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)」とする。

(市町村民税に関する経過措置)

第十条 別段 の定めが あ るものを除き、 新 法 の規定中 ·個 人の 市 町村民税に関する部 分は、 平成二十六年度以

後 0 年 度 分の 個 人の 市 町 村民 税につい て適用し、 平成二十五年度分ま での 個 人の市 町 /村民 税 に つい 7

なお従前の例による。

2 新法第三百十四条の七第二項第一号及び附則第五条の六第二項の規定は、平成二十八年度以後の年度分

 $\mathcal{O}$ 個 人の市 町村民税について適用し、 平成二十七年度分までの個 人の市町村民税につい ては、 な お従前  $\mathcal{O}$ 

例による。

3 新法 附 則 第三条 の <u>-</u> の 四第二項 及び第五 条の 四第六項第二号ハ 0 規定 は、 平成二十七 年度 以 後 の年 度分

個 人の 市 町 村民税に ついて適用し、 平成二十六年度分までの個 人の市 町 村民税 につい て は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 

例による。

 $\mathcal{O}$ 

4 新法附則第三十五条の三の二第五項の規定は、 平成二十七年度以後の年度分の個人の市町村民税につい

て適用する。

5 新法 附 則第四十二条第六項の規定は、 平成二十六年一月一 日 以後にする同項に規定する震災関連原状回

復支出について適用する。

- 6 新法 附 則第 匹 十四四 条第 八項の規定 は、 平成二十六年 月一 日 以後にする同 項に規 定する震災関 |達原: 状回
- 復費用の支出について適用する。
- 7 别 段 の定め が あるも Oを除き、 新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、 施行日以後に 開始する
- 事 業年度分の法人の市 町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税に つい て適
- 用 施 行 日 前 に開 始 Ĺ た事業年度分の法 人の市町村民税及び施行日前に開始した 連結事業年度分の法

人

- $\mathcal{O}$ 市 町 村 民 税 に つい 7 は、 な お 従前  $\mathcal{O}$ 例 による。
- 8 新 法 第二百 九 十二条 第 項 第 匹 号 租 税 特 別措置法第四十二条  $\mathcal{O}$ + 規定 に係る る部 分に限 る。 及 び 第
- 匹 号の三 **(租** 税 特 ·別措! 置 法第 六 十八 条 0 + 几  $\mathcal{O}$ 規 定 に . 係る! 部 分に 限 る。 0 規定 は、 附 則 第一 条第 十号に
- 掲 げ る規定の施行の日以後に終了す る事業年度分の法人の )市町: 村 民税及び同 日以後に終了する連結事 業年
- 度分の法人の市町村民税について適用する。
- 9 新法第二百 九十二条第 一項第 四号 (租 税 特 別措置法第四十二条の十二の 五. の規定に係る部 分に限る る。
- 及 び第四号の三 **(**租 税 特 莂 措 置 法第六十 八 条  $\mathcal{O}$  $\dot{+}$ 五.  $\mathcal{O}$ 六の 規定 に 保る部 分 に 限 る。 並 び に 附 則第 八条第
- + 項 (新法第二百九十二条第 項第四号の 規定に係る部 分に限る。 及び第十二項 (新法第二 一百 九

条第 町 村 民 項第四 税 及 び 号 施 の三の 行 日 以 規 後 定に係 に終了 す る部 Ź 分に限 連 結 事 る。 業 年 度 分 0) 規  $\mathcal{O}$ 定は、 法 人  $\mathcal{O}$ 施 市 行 町 村 日 以 民 税 後に終了する事 ĬΖ 0 1 7 適 用 業年度 す る。 分  $\mathcal{O}$ 法 人 の市

10 新 法 第三百  $\overline{+}$ 匹 条  $\mathcal{O}$ 兀 第一 項及び第三百二十 <del>--</del> 条 (T) 八第二十 兀 項 0 規 定 は 附 則 第 条第二号に · 掲 げる

規 定 0 施 行 0) 日 以 後に 開 始す る事 業 年度分の法人の市 町村民 税及び 同 日 以 後に開 始 する連 結 事 業 年 度 分  $\mathcal{O}$ 

法 人の 市 町 村 民 税 に つ 7 て適 用 Ļ 同 日 前 に 開 始 L た 事 業年 度分  $\mathcal{O}$ 法 人の 市 町 村 民 7税及び 同 日 前 に 開 始

た 連 結 事 業年 -度分  $\mathcal{O}$ 法 人 0 市 町 村 民 税 に 0 1 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

第十 条 <u>一</u> 十 九 年 新 法 第三百 十三条第 + 項  $\mathcal{O}$ 規 定 は 平 成 <u>二</u> 十 九 年 度 以 後  $\mathcal{O}$ 年 度 分  $\mathcal{O}$ 個 人の 市 町 村 民 税

に 0 7 7 適 用 Ļ 平 成二 十八 年 度分 ま で  $\mathcal{O}$ 個 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村 民 税 に 0 1 7 は、 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

2

干

年

新

法

 $\mathcal{O}$ 

規

定中

個

人の

市

町

村

民税

に

関

段する部分

分は、

平

·成三十

-年度以

後

 $\mathcal{O}$ 

年

·度分

 $\mathcal{O}$ 

個

人の

市

町

村

民

税

に V て 適用 平成二十九年度分までの 個 人の 市 町 村民 税 に つい ては、 なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に ょ る。

3 <u>一</u> 十 八 年 新 法  $\mathcal{O}$ 規 定 中 法 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村 民 税 に . 関 す る 部 分は、 附 則 第 条第六号に掲 げ る規 定  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 以

後 に 開 始 す Ź 事 業 年 度 分  $\mathcal{O}$ 法 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村 民 税 及 び 同 日 以 後 に 開 始 す んる連 結 事 業年 度 分  $\mathcal{O}$ 法 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村 民 税

に 0 7 て 適 用 同 日 前 に 開 始 L た 事 業 年 · 度分  $\mathcal{O}$ 法 人  $\mathcal{O}$ 市 町 村 民 税 及び 同 日 前 に 開 始 L た 連 結 事 業 年 度 分

の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、 新法の規定中固定資産税に関する部分は、 平成二十六年度以後の

年度分の固定資産税について適用し、平成二十五年度分までの固定資産税については、 なお従前 の例によ

る。

2 新法第三百四十八条第二項第十号の二及び第十号の四  $\mathcal{O}$ 規定は、 附則第 一条第十八号に掲げる規定 の 施

行 0) 日  $\mathcal{O}$ 属す る年の翌年の一 月 一 日 (当該: 施行  $\mathcal{O}$ 日 が \_\_ 月一 日である場合には、 同 を賦 課期日とする

年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 平 ·成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に

規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、 なお従前の例による。

4 平成二十二年度から平成二十五年度までの間にお 7 て新たに固定資産税 が 課されることとなった旧 法附

則第十一 五条第三項 に規定する航空機 に 対対 L て課する 古 定資産税 12 について は、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例に による。

5 平成二十一年四月一 日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に

規定する償却 資産に対して課する固定資産税については、 なお 従 前 の例による。

- 6 律 た 旧法附品 現 下 (平成二十三年法律第八十三号) の施行の日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設され  $\mathcal{O}$ 則第十五条第八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、 厳 V 経済状 況 及び 雇 用 情勢に対応して税 制 0) 整 備 を図 るため 0) 地 方税: 法等の一 なお従前 部を改正する法 の例による。
- 7 則第十 に 平 対 成二十六年三月三十一 港湾法及び特定外貿埠 して課する固定資 七 条第二項に お 産 7 一頭の管 日ま . て 税については、 「港湾法等改正 で 0 理運営に関する法律 間 に取り なお 得された旧 法 従前 という。 0) 例 法 の一部を改正する法律 による。 附則第十五条第二十項に規定する家屋 附則第 条第二号に掲げる規定 (平成二十三年法律第九号。  $\mathcal{O}$ 及 施 び 行 )償却  $\mathcal{O}$ 日 資 カン 附 産 5
- 8 項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、 平成二十二年四月一 日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七 なお従前 0 例による。
- 9 に 規 平成二十三年四月一 定する基 準 適 合 表 日 示 から平 車 に 対 して 成二十五年 課する 固 九月三十 固定資産 一税 日 12 までの間 つい て は、 に 取得され なお 従 た旧法院 前  $\mathcal{O}$ 例 附 に 、よる。 則第十五条第二十八項
- 10 特定製品 に係るフ 口 ン · 類 の 口 収 及び破り 壊  $\mathcal{O}$ 実施  $\mathcal{O}$ 確 保等に関する法律 ... つ 部を改正する法律 (平成二十

五. フ 1 7 口 年法律第三十九号) は ン 類  $\mathcal{O}$ 同 項 口 収 中 及び破る 「フ 口 壊  $\mathcal{O}$ ン 施  $\mathcal{O}$ 類 実 行  $\mathcal{O}$ 施 使  $\mathcal{O}$ 0) 用 日 0 確保等に関する法律」と、 0) 合 前 理 日 ま 化 での 及び 間 管 理 にお 0 適正 け る新法附則第十五条第三十八項 化 に関する法律」 「第二条第三項第二号」 とあ る (T) とあるのは は  $\mathcal{O}$ 特 規 定 定 製  $\mathcal{O}$ 品品 適 「第二条 に 用 係 に る 0

第二項第二号」とする。

11 に 月 市 新 町 日 村 法 以 長は、 後に 附 則 土 第 地 この 五. 十 五 及び家屋の 法 律 条 第  $\mathcal{O}$ 施 九 平成二十六年 項 行後速やかに 第 五. 号 口 又 は 度 (新法第四百十条第一項ただし書の 0 第六号 価 格等、 口 に を決定する場合には、 1掲げ る土地及び家屋を指 その 規定により平成二十六年四 定 価 して公示するとともに 格等を決定する日ま で

(軽自動車税に関する経過措置)

遅

滞

なく、

総務

大臣

に

に届け

出

なけ

れ

ばなら

な

第十三条 年 -度分 の軽: 別段 自 動 の定めが 車 税 に つい あ るも · て 適 のを除き、 用 Ĺ 平 新法 成二十五年度分までの軽 の規定中軽自動車税に関する部分は、 自 動 車 税 に っつい て は、 平成二十六年度以後の なお 従 前  $\mathcal{O}$ 例 によ

2 新 法 第 兀 百 四十四条第 項の規定は、 平成二十七年度以後の年度分の軽自 1動車税 に ついて適 用 し、 平 成

る。

二十六年度分までの軽 自動車税については、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例による。

3 第一 項 0 規定により な おお 従 前 の例によることとされた旧法 附 |則第| 五十七 条第五 項、 第七 項又 は 第九 項  $\mathcal{O}$ 

徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、 なお従前 の例

規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年度分の軽自動車税に係る地

方団:

体

 $\mathcal{O}$ 

による。

第十四条 二十八年新法附則第三十条の規定は、 平成二十八年度以後の年度分の軽自動車税につい て適用 す

る。

2 平 -成十五 年十月十四 日前に初めて道路運送車 両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) 第六十条第 項後

段 の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る二十八 年新

法 附則第三十条の規定の適用については、 同条第一項中 「受けた月」とあるのは、 「受けた月の属する年

の十二月」とする。

第十五条 平成二十七年三月三十一日以前 に初 がのて道路運送車両法第六十条第一項後段  $\mathcal{O}$ 規定に、 ょ 5る車 両 番

号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動 車税に係 る新法第四 百四 十四条第 項及び二

十八年新法附則第三十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二十八年新法附則第三十条第一項の表  第				以外の部分	二十八年新法附則第三十条第一項の表   第	Ŧ			新法第四百四十四条第一項第二号ハニニ	新法第四百四十四条第一項第二号口
第四百四十四条第				項	第四百四十四条第	五千円	二千八百円	万八百円	六千九 百円	三千九百円
平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規	第四百四十四条第一項	条第一項の規定により読み替えて適用される	平成二十六年改正法」という。)附則第十五	六年法律第 号。以下この項において「	地方税法等の一部を改正する法律(平成二十	四千円	三千円	七千二百円	五千五百円	三千百円

第四百四十四条第一項第二号ロの項	一項第二号口	定により読み替えて適用される第四百四十四
		条第一項第二号口
	三千九百円	三千百円
二十八年新法附則第三十条第一項の表	第四百四十四条第	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規
第四百四十四条第一項第二号ハの項	一項第二号ハ	定により読み替えて適用される第四百四十四
		条第一項第二号ハ
	六千九百円	五千五百円
	一万八百円	七千二百円
	三千八百円	三千円
	五千円	四千円
2 前項の規定の適用がある場合における	場合における新法第四百四十四条第	条第二項及び第三項並びに二十八年新法附則第
三十条第二項の規定の適用については、	次の表の上欄に掲げる	?げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

三十条第二項の規定の適用についてに υσΦσ上欄に掲ける規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

れ同表の下欄に掲げる字句とする。

					二十八年新法附則第三十条第二項			新法第四百四十四条第三項				新法第四百四十四条第二項
前項各号		項	附則第三十条第一		前項の			前二項				前項
平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規	第一項	定により読み替えて適用される附則第三十条	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規	定により読み替えて適用される前項の	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規	項	定により読み替えて適用される第一項及び前	平成二十六年改正法附則第十五条第一項の規	により読み替えて適用される前項	正法」という。)附則第十五条第一項の規定	六年法律第 号。以下「平成二十六年改	地方税法等の一部を改正する法律(平成二十)

前 項 第 定により読 項 及 び 前 み替えて適用される前 項 頂各号

## (事業所税に関する経過措置)

第十六条 別段の定めが あるものを除き、 新法 の規定中事 業所税に関する部分は、 施行日以後に終了する事

業年度分の法人の 事業及び平成 二十六年 以後 の年分の 個 人の 事業 (施 行 日 前に廃っ 止され た 個 人の 事 業 を除

に 対 して課すべ き事 業 所 税に 0 V て 適 用 Ļ 施 行 日 前 に 終 了し た事 業年度 分 0 法 人  $\mathcal{O}$ 事 業 並 び に 平

成二十六 年 前  $\mathcal{O}$ 年 分  $\mathcal{O}$ 個 人の 事 業及 グび平 成二十六年 分  $\mathcal{O}$ 個 人の 事 事業で施. 行 日 前 に 廃 止 一され たも 0 に 対 L 7

課する事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一 条の三十四第二 項  $\bigcirc$ 規定は、 附則第 一条第十六号に掲げる規定の施行の日以後に終了する

事 業年度分の法人の事業に対して課すべき事 業所税につい て適用する。

3 新法第 七 百一 条の三十 ·四第三 項 第十号の二及び第十 · 号 の 兀  $\mathcal{O}$ 規 定 は、 附 則第一条第十八号に掲 げる規定

 $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 以 後 12 終 了 す うる事 業 年 ·度 分の 法 人の 事 業 及 び 同 日  $\mathcal{O}$ 属 する年 以 後  $\mathcal{O}$ 年 分  $\mathcal{O}$ 個 人の 事 業 同 日 前

に 廃 止され た 個 人の事 業を除る **\** に対して課すべ き事 業所? 税 ĨZ · つ **,** , て適 用する。

4 施 行 日 0 前 日 に お *\*\ て 沖 縄 振 興 特 別措 置 法 の 一 部 を 改正する法 律 平 成二十六 年 法 律 第 号) によ

る 改 Ē 前  $\mathcal{O}$ 沖 縄 振 興 特 别 措 置 法 平 成 + 兀 年 法 律 第 + 兀 号。 次項 ĺ お 1 7 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 とい

第二十八条第一 項 の規定により指定されている情 報 通 信 産業 振 興 地 域 は、 施 行 日 カ たら施 行 日 以 後六

月を経過する日 (その 日までに、 沖 :縄 振 興 特別措置法 の 一 部を改正する法律による改正後 の沖 縄 振 興 特 莂

措 置 法 (次項に お いて 「新沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 という。) 第二十八条第 五. 頭の 規定に よる同 条 第 項に

規

定す

Ś

情

報

通

信

産

業

振

興

計

画

 $\mathcal{O}$ 

提

出

が

あ

0

た場合に

は、

そ

 $\mathcal{O}$ 

提

出

が

あ

0

た

日

 $\mathcal{O}$ 

前

日

まで

 $\mathcal{O}$ 

間

は、

新法

附 則 第三十三条第二 項 に · 規定 · す る 情 報 通 信 産 業 振 興 地 域とみ な L て、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定 を 適 用 す

5 施 行 日  $\mathcal{O}$ 前 日 に お 1 7 旧 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法第四十二条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定 に ょ n 指 定 され 7 7 る 玉 際 物 流 拠

点 産 業 集 積 地 域 は、 施 行 日 から 施 行 日 以後六月を経過する日 (その日までに、 新沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 第 几

+ 条第 五. 項 の規定による同条第 項に規定する国 際 物 流 拠点産 **産業集積** 計 証の提出 出 が あった場合に は、 そ

 $\mathcal{O}$ 提 出 が あ · つ た 日 の 前 日 まで 0 間 は、 新 法 附 則第三十三条第四 項に規定す る国際 物 流 拠点 産 業 作集積: 地 域

とみなして、同項の規定を適用する。

6 旧 法 附 則 第 匹 + 条 第 八項 に 規 定す る外 玉 『公益法· 人等の 平成二十五 年十 月三十 日 までに開 始 す る 事 業

年度分の事業に対 して課する事業所税については、 なお従前 の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十七条 別段 の定めが あるものを除き、 新法の規定中都市計画税に関する部分は、 平成二十六年度以後の

年度分の都市計画税について適用し、平成二十五年度分までの都市計画税については、 なお従前 の例 によ

る。

2 港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定 の施行の 日 か ら平成二十六年三月三十一日ま で 0 間 に 取

得された 旧 法附則第十五条第二十項に規定する家屋 に対して課する都市 計 画 税につい ては、 なお 従前 0) 例

による。

3 平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七

項に規定する固定資産に対して課する都市 計画税については、 なお従前 の例による。

(航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第三条  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる改 正 後  $\mathcal{O}$ 航 空機 燃料譲与 税法 (以下この条にお į١ · 「新譲与税法」という。

 $\mathcal{O}$ 規定は、 平成二十六年度以後の年度分の航空機燃料譲与税について適用し、 平成二十五年度分までの

航空機燃料 \_ 譲 与 税 につ 1 、ては、 なお 従 前 0 例による。

2 料 譲 新 与 譲 税 与 税法 に限り、 第二条第二 「他の二分の一」とあるのは 新譲 与税法第二条第二項及び第二条の二第二項中 項 及び 第二 条 か 二 第二 「他の十八分の十一」 項 0) 規 定 0 適 用 に つ 7 「額の二分の一」 ては、 平成二十六年度分 とあるのは  $\mathcal{O}$ 航空機 有額  $\mathcal{O}$ + 燃

とする。

八

分の七」と、

- 3 分 料 0 譲 新譲与税法第二条第二 匹 笋 税 に 限 り、 他 新 の二分の一」 譲 与 税法第二条第二項 項及び第二条 とあ る  $\mathcal{O}$ の二第二項の は 及び第二条 他  $\mathcal{O}$ 九 規定の 分  $\mathcal{O}$ の二第二項中 五. 適用については、 とする。 有額 の二分の 平成二十七年度分の航空機燃 \_ とあるの は 額  $\mathcal{O}$ 九
- 4  $\mathcal{O}$ の二に相当する額と同 表 新譲 九月の項中 与 税法第三条第 「三月から八月までの 年の四月から八月までの間 項の 規 定  $\mathcal{O}$ 適用 間 <u>の</u> に つ とあるのは ر را て 0 は、 と、 平 成二十九年度 「三月の収納に係 「相当する額」とあるのは 分の る航空機 航空機燃料 燃料 譲与税 「相当す 税 0 収 に 入額の 限 る額との合 ŋ 九分 同 項
- 5 号) 平 成二十六年 附則第二 百 度から平成二十八年度ま 五. 一十九条  $\mathcal{O}$ 五. 第 項  $\mathcal{O}$ 規定 で  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 適用 間 に に お つ け **,** \ る特別会計 ては、 同 項中 に 関 する法律 「十三分の十 平 <u>.</u> 成十 とあ 九 年法 る O律第二十三 は、 九

算

額」

分の七」とする。

6 平 -成二十-九 年度及び平 成三十年度にお け る特別会計に関する法 律 附 則第二 百 五. 十九条の 五. 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定

機 0) 燃料税 適 用 については、 の収入額の予算額」とあるのは 同項中「十三分の十一」 「当該年度の航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当す とあるのは 「九分の七」と、 同項第一 号 中 「当該. 年 度  $\mathcal{O}$ 航 空

る額として同 年度の一 般会計 の歳入予算に計上され た金額」 とする。

、地方法· 人特 莂 税等 に 関 する暫 定措 置 法  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 部改 正 に 伴う経過 過 措 置

第十. 九 条 第四 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に よる改 正 後  $\mathcal{O}$ 地 方 法 人 特 別 税 等に . 関 す る 暫定措用 置法 (以下この 条にお 1 · て 「新 暫

定 措置法」 とい . う。 第九条及び第十三条の 規定 は、 附則第 一条第二号に掲げる規 定 0 施 行  $\mathcal{O}$ 日 以 後 に 開

始する事業年度 (地 方税法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。 以下この項及び次項 E お 1 て 同

ľ, 始 した事業年 に係る法人の事業税と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税について適用 度に係る法 人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法人特別 し、 税に 同 っつい 日 前 ては に 開

、なお従前の例による。

2 地 方法 人特 別 税  $\mathcal{O}$ 納 税 義務者が 附則第一条第二号に掲げる規定の施行 0 日以後に開 始する最初  $\mathcal{O}$ 事 業 年

項

に

お

1

て

額を当

該

業

年

る

新

法

七

3 事 都道 業年 府 度 県 0 は、 前 事 業年 前 頃に 度の 規 定する場合にお 月数で除して得た額 **,** \ て、  $\mathcal{O}$ 当該 兀 倍 中  $\mathcal{O}$ 間 額に相当す 申 告 納 付 る額とする。 額 12 係 る新 暫定措 . 置法: 第十一 条  $\mathcal{O}$ 規定に

12 ときであって、 に 定による更正若しくは決定に係る地方法 ょ よることとされる新法第七十二条の三十九、 記 り Ź 載さ  $\mathcal{O}$ れ 例 た地 によることとされ 方法 当 該 中 人特 間 申告納 莂 税 る  $\mathcal{O}$ 付 額 新 1額と併る 法第七 又は当該 人特別 十二条 せて新法第七十二条 中 間 第七· 申告 税 の二十八若 の額が、 十二条の四十一 納 付額に係 当 該 しくは第七 の二十六の規定により 中間 る新暫定 申告納 若しくは第七 十二条の 措 付 置 法第: 額に満たないとき、 の三十三の 十二条の + 納付された法 条  $\mathcal{O}$ 規定 規 四十一 定 に に ょ ょ の 二 又は 人の り る申 Ź 事 な 0 告  $\mathcal{O}$ 業 規 例 書 1

税 か の全点 わ いらず、 部 又 当 は 該 都 部 道 に 府 相 県 当する  $\mathcal{O}$ 法 人の 金 額 を還 事 業税 付 に係る還付 するときは 金又は 新暫 定 過 措 誤 納 置 L法第· 金  $\mathcal{O}$ 還 十三条第 付  $\mathcal{O}$ 例 に 項 ょ り、 又は 当該 第 二項 満 た  $\mathcal{O}$ な 規 定 1 金 に 額 か

に 相当する中 間 申告 納 付額又は当該 中 間 申 -告納: 付額 の全額を還付するも のとする。

4 新暫定 措 置 法 第十三条第三項 及び 第十二 兀 条  $\mathcal{O}$ 規 定 0 適用 に つい て は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる地方法 人特 別 税

第一 項又は第二項の規定による地方法人特別税に係る還付金又は過誤納金 (これらに加算すべき還付加算

(これらに加算すべき還付加算金を含む。)

0)

還付は、

新暫定措置法第十三条

に

係る還付金又は過誤納金

金を含む。)の還付とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十条 この 法 律 附 則 第 条各号に掲げる規定に あ っては、 当該 以規定。 以下この条に おお į١ て 同 ľ 0

施 行前に した行 為並びにこの 附 則  $\mathcal{O}$ 規定により な お 従 前 の例 によることとされる地 方税 及び 地 方 法 人 特 別

税並びにこの 附則 の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律  $\mathcal{O}$ 

施行後にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一条 附 則第二条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施 行に関し必要な経過措置は、 政 令

で定める。

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源 の確保に関する特別措置法 。 の 一 部改

正

第二十二条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法

(平成二十三年法律第百十七号) の一部を次のように改正する。

第三十三条の表地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の項中

政令で定めるもの

政

を削る。

令で定めるものの合計額

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 地方税法の一 部を改正する法律 (平成二十五年法律第三号)の一 部を次のように改正する。

第二条のうち地方税法第七十一条の二十九の改正規定中 「第八条の三第四項第二号」に」の下に「、

又は同法」を「、 同法」 に改め、 「国外株式の配当等」の下に「又は同法第四十一条の十二の二第一項第

二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額」 を加え」を加える。

第二条中 地 方 税 法附 ]則第四 十一条の改正 規定を次  $\mathcal{O}$ ように改 いめる。

附則第四十一 条 第 項 中 「第六項まで」 を「第五 項まで」に改め、 同条第二項中 「第五項及び第 八項

を 第四 項及び第七 項」 に改め、 同 条第四 ]項を削 り、 同条第五項中 「及び第二十七 項」 を削 ŋ 同 項

法人等」を「 を同条第四 項とし、 (整備法第四十条第一 同 条中: 第六項を第五項とし、 項の規定により存続する一般社団法人又は 第七項を第六項とし、 同 条第 八 項 中 般財団法人であ (移行 般 つて 社 整 寸

備法第百二十一 条第一 項にお いて読み替えて準用する整備法第百六条第 項の登記をしたもの」 に 改 8

同項 を同条第七項とし、 同 条第九項を同条第八項とし、 同条第十項中 「附則第四十一 条第九項」 を

附則第四十一条第八項」に改め、同項を同条第九項とする。

置 及ぼ 率 率 資 を支援する . (T)  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 産 現 す影響に応じた自 引下 引下 下 延長等 税  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ -げ及び! げ、 減 経 ため 並 額 済 地方法· 措 情 び 環境 に 置 勢  $\mathcal{O}$ 等 玉 津  $\mathcal{O}$ 人特 際 波 創設等を行うとともに、 を踏まえ、 0) 課 に 動 ょ 別 車 負 税 荷 税 ŋ 税 原 被 剘  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ デフ  $\mathcal{O}$ 害 税 少 税 を受け 総 ない 率 率 合主 レ . (T)  $\mathcal{O}$ 特 自 引下げ及びこれに伴う法人事 脱却と経済再 義 た土 例 動 措 車 か 5 地 置 税制抜本改革を着実に実施するための法 を対象とし 及び家屋 帰  $\mathcal{O}$ 拡 属 主 充並 生 義 0) た税率 観点 12 び · 係 0) に 軽 見 る か 直 固 自 0 5 定 動 軽 耐 業税 を行 ) 資 車 震改修 減 等 産 税 うほ 税  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ が 税 及び 税率 特 か、 例 率 行 措置 都  $\mathcal{O}$ Ò わ 引上 引上 税 市 れ 負 計  $\mathcal{O}$ た 一げ等、 |人住| げ、 既 拡 担 画 存 税 充、 軽 自 建築物 民 減  $\mathcal{O}$ 7税法 措 震災 課 自 動 置 税 動 車 等 か 車 取 人 に 免 税割 得 除 5  $\mathcal{O}$ 係  $\mathcal{O}$ 整 環 税 る 等  $\mathcal{O}$ 理合 復 境 固 0  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 措 興 に 税 税 定

理化等を行う必要がある。

これが、

この法律案を提出する理由である。